

柏市議会令和7年第3回定例会会議録（第7日）

○

令和7年9月19日（金）午前9時50分開議

議事日程第7号

日程第1 質疑並びに一般質問

日程第2 請願

日程第3 休会に関する件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（35名）

1 番	矢 澤 英 雄 君	2 番	田 口 康 博 君
3 番	福 元 愛 君	4 番	若 狭 朋 広 君
5 番	内 田 博 紀 君	6 番	永 山 智 仁 君
7 番	上 橋 しほと 君	8 番	北 村 和 之 君
9 番	小 川 百合子 君	10 番	村 越 誠 君
11 番	渡 邊 晋 宏 君	12 番	桜 田 慎太郎 君
13 番	平 野 光 一 君	14 番	武 藤 美津江 君
15 番	佐 藤 浩 君	16 番	林 紗絵子 君
17 番	鈴 木 清 丞 君	18 番	渡 辺 裕 二 君
19 番	伊 藤 誠 君	20 番	小 松 幸 子 君
21 番	塚 本 竜太郎 君	22 番	阿比留 義 顯 君
23 番	円 谷 憲 人 君	24 番	後 藤 浩一郎 君
25 番	末 永 康 文 君	26 番	渡 部 和 子 君
27 番	山 田 一 一 君	28 番	松 本 寛 道 君
29 番	岡 田 智 佳 君	30 番	中 島 俊 君
31 番	林 伸 司 君	33 番	田 中 晋 君
34 番	助 川 忠 弘 君	35 番	古 川 隆 史 君
36 番	坂 卷 重 男 君		

欠席議員（1名）

32 番 橋 口 幸 生 君

説明のため議場へ出席した者

〔市長部局〕

市 長	太 田 和 美 君	副 市 長	染 谷 康 則 君
副 市 長	山 田 大 輔 君	下水道事業 上 管 理 者	飯 田 晃 一 君

危機管理部長 熊井輝夫君
企画部長 小島利夫君
広報部長 稲荷田修一君
市民生活部長 永塚洋一君
健康医療部理事 吉田みどり君
福祉部長 矢部裕美子君
環境部長 後藤義明君
都市部長 坂齊豊君
土木部長 内田勝範君
会計管理者 荒巻幸男君

〔教育委員会〕

教育長 田牧徹君
生涯学習部長 宮本さなえ君

〔選挙管理委員会〕

事務局長 関野昌幸君

〔農業委員会〕

事務局長 石原祐一郎君

〔監査委員〕

代表監査委員 高橋秀明君

総務部長 鈴木実君
財政部長 中山浩二君
広報部理事 宮本等君
健康医療部長 高橋裕之君
健康医療部理事 小倉孝之君
こども部長 依田森一君
経済産業部長 込山浩良君
都市部理事 沢吉行君
消防局長 本田鉄二君
上下水道局理事 小川靖史君

教育総務部長 中村泰幸君
学校教育部長 平野秀樹君

事務局長 田口大君

職務のため議場へ出席した者

事務局長 高村光君
議事課主幹 藤井淳君
議事課主査 松沢宏治君
議事課主任 篠原那波君
議事課主事補 長瀬めぐみ君

議事課長 木村利美君
議事課副主幹 坂田智文君
議事課主任 野方彩加君
議事課主事 小川熙君

○

午前 9時50分開議

○議長（坂巻重男君） これより本日の会議を開きます。

○議長（坂巻重男君） 日程に入るに先立ち、報告をいたします。

まず、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分についてが報告されました。会議システム内のデータにより御了承願いたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（坂巻重男君） 日程に入ります。

○

○議長（坂巻重男君） 日程第1、議案第1号から第30号についての質疑並びに一般質問を行います。

発言者、上橋しほと君。（「頑張れ」と呼ぶ者あり）

〔7番 上橋しほと君登壇〕

○7番（上橋しほと君） 柏エナジーの上橋しほとです。2年前の市議会議員選挙でお選биをいただきましてから丸2年間がたち、与えられた任期の後半に入りました。柏市政の発展のために、そして柏市民並びに柏に携わる全ての皆様のために任期が終わるその日まで柏市議会議員の職を務め上げてまいりたいと思います。

それでは、通告に従い質問をします。項目の1つ目、ミストシャワーについてです。北村和之議員も先日述べましたが、来訪者、通行者に対する炎暑対策としてミストシャワーを設置し、供用している埼玉県熊谷市、北千住駅西口の商店街振興組合をこの8月に会派で視察してきました。そして、ミストシャワー視察を終えた後の8月30日には、環境政策課が開催したかしわ環境ワークショップに私も参加しました。来年度から施行する柏市環境基本計画の策定に向けて環境行政に係る課題点や提言、意見を参加者が話し合い、取りまとめて発表する。それも、環境基本計画策定の参考にしていくというワークショップでした。地球温暖化がテーマのグループに入ったとき、まちづくりがキーワードとして出てきました。自転車移動を推進するために自転車でも走りやすい道路を造っていくなどの提案も出てきましたが、私はそこでも暑くても安心して出かけられる冷却ミストのあるまちづくりを提案しました。さて、11日には北村議員もミストシャワーの質問をしましたが、その日の質問に対する土木部長答弁でも、また以前環境部長にミストシャワーに対する見解を質問したときの答弁でもミストシャワーでぬれるのを嫌がる人がいるためという答え、そして他市の調査研究を進めていきますという答弁を毎回のように聞いてまいりました。そして、私たちも会派としてこの夏、自治体や商店街組合へ教わりに行き、生の声を聞いてきました。熊谷市が行ったミストシャワー設置場所に来る通行者、来街者に行ったアンケート調査では、8割以上の方がミストシャワーがあったほうがいい、涼しさを実感すると答えているのです。そして、ぬれるのが嫌だ、止めてくれと言ってくる人は一、二年に1人現れるか現れないぐらいで、そこまでミストシャワーに嫌悪感を示す人はほとんどいません。だから、多くの人が集まる場所の炎暑対策としてミストシャワーは有効だと導入している自治体、民間事業者は評価していますし、実施するところが着実に増えてきているんです。こんなに実践者、自治体が増えてきている。北千住西口の商店街と具体名も挙げて本会議で質問してきている。そして、毎回毎回調査研究を進めていきますという答弁だけれども、進展が感じられない。だから、我々柏エナジーは、ミストシャワーの調査研究を執行部は行っていないと言わざるを得ません。いきなり熊谷駅前のような本格的な装置はつけられないとしても、試行的実証実験としてでも、期間限定でも、常設型でなくても、暑い中でも安心して出かけられるまちの整備は必要、至急な政策です。そして、そのようなまちづくりにミストシャワーは有効であると私は確信しています。その考えを主張した上で、柏まつりでのミストシャワー運用の質問します。私が6月の第2回定例会で質問した際に、限られた予算の中でも柏まつり会場でのミストシャワー設置を試みると市民生活部長が答弁なされました。では、カメラの切替えをお願いします。市民活動支援課から写真を提供していただきました。7月の柏まつり本番の日、柏駅東口、西口それぞれの駅前広場でミストシャワーを導入したと報告をいただきました。どうもありがとうございます。これは、東口ダブルデッキ側に取り付けられたミストシャワーの様子です。赤い矢印で示しましたが、駅コンコースとつながっている屋根の天井に着脱可能型のミストシャワー装置を取り付けられました。カメラを戻してください。では、お尋ねします。写真を見せていただきましたが、柏まつり本番で設置したミストシャワーはど

のような設備になったのでしょうか。そして、実際に2日間稼働させた成果、その成果をどのように評価していますでしょうか、お答えください。3つ目です。今回試行的にとしても、柏まつりの2日間、炎暑対策として柏駅前広場にミストシャワーをつけて稼働させました。当市もミストシャワーというツールを使った炎暑対策の第一歩目を踏み出しました。その柏まつりでの実施評価はこれから御答弁いただくところですが、柏まつり開催日以外も夏期期間中には市民や来街者が安全に柏駅前広場を通行できるように着脱可能なタイプのものであってもミストシャワーを設置し、供用していきませんか、市の見解をお示してください。

項目の2、ウイングホール柏斎場について質問します。今年の第1回定例会でも質問した項目になりますが、今回も通告いたしました。順次お尋ねしてまいりたいと思います。ウイングホール柏斎場における火葬待ち日数の短縮を狙って行った昨年度の施策として、令和6年の12月から今年の2月までは1日当たり28件の火葬を実施する、また12月から3月までの期間、友引日のうち月3日は開場するという対応を取られました。前年の同月と比べて百七十数件多く火葬ができたという実績も答えられました。一方で、死亡者数も増えた状況のため、思ったほどの火葬待ち日数短縮にならなかったのではないかと認識しているとも答えられました。火葬能力にはまだ余地があるからという考えも示されていますが、この火葬待ち短縮のために行った施策では休場日がほとんどなく、ほぼ毎日900度以上の温度で1日7から8時間でしょうか、火葬炉を動かし続けました。この施策では、メンテナンスをする時間が極端に激減します。手入れさせないで高温で動き続けている火葬炉は、どんどん劣化していきます。これは、ピットインをせずに、ずっとフォーミュラカーが走り続けているようなものです。交換しないタイヤは摩耗し切って、やがてその車は走れなくなってしまう。炉の手入れをしないで火葬し続けるというのは、この例えと同じことをしているようなものです。ウイングホール開場当初から稼働している火葬炉は、既に30年使われています。耐用年数は60年と聞きますが、このまま火葬能力の余地に任せて、今この場を乗り切る開場日や火葬件数増加という方法で火葬場運営を続けていったら、火葬炉が想定より早く寿命を迎えてしまい、動かせなくなり、柏、我孫子、流山3市の市民は地元で火葬ができないという大惨事が起きてしまうかもしれません。また、修理可能な故障だとしたって一時的にでも動かせる火葬炉が減れば、火葬待ちをより増大させてしまうのです。だからこそもっとスピード感を上げて新しい火葬場建設に向けた動きを進めていくことと、今の火葬炉に過度な負荷をかける運用はやめたほうが良いという考えをこの場で改めて述べたいと思います。では、質問に入ります。1つ目と2つ目は、一括して尋ねます。不本意とはいえ超高齢化社会のこの御時世、これからも死亡者数は増えていくと想像します。何度も話していますが、その状況においても件数や開場日増加という対応で火葬待ち日数を減らしていったら大丈夫なのでしょうか。今年度以降の死亡者数の推移をどのように予測していますか。そして、今年の冬も待機日数短縮のために何かしらの対応を取りますか。どのような対応をしていこうと考えられているのでしょうか、お答えください。通告順序が変わってしまいますが、(4)です。3月の質問のとき企画部長から新年度になったら斎場の在り方についてより深い検討をする組織が立ち上がるという御答弁がありました。そして、令和7年度を迎えてから今、約半年になります。この組織では新しい斎場、火葬場のことも協議する場になるだろうと捉えていますし、今の火葬炉をどう使い続けていくのか、今の火葬炉がいつまで使えるのかも議論されている場であるのかと思っています。斎場の在り方を検討する協議の進捗はどうなっていますでしょうか、お答えください。続けます。柏、我孫子、流山市民がウイン

グホール柏斎場以外で火葬を行うとしたら、かなり高額な使用料を支払わなければなりません。そして、ウイングホールでの火葬を選ぶと長期間待たなければならず、霊安室利用やドライアイス代が積み重なれば、それも法外な料金になります。3月に火葬待ちに対する助成の質問をしたとき、ほか団体の火葬場も冬の時期は稼働率が高まっているから、差額補助をしても効果は限定的になるとか、第2問では我孫子市や流山市を差し置いて、柏市だけで単独で助成をやることはよくない、足並みをそろえなければならないと答えられました。1週間から2週間待ってでもウイングホールで火葬するか、そんなには待てないからほか団体の火葬場を使うか、最愛の御家族を亡くされて、つらいそのときにその選択を迫られている人がどんどん増えてきています。この問題で経済的な大打撃も強いられて、そしてさらなる精神的追い打ちをかけられてしまっています。御遺族の負担を和らげなければならないことは答弁されましたし、執行部も分かっておられます。だからこそこれもやっても効果は限定的だというやらない理由を前面に出すのではなく、検討を進めていくべきことだと考えます。ほか団体との差額補助で効果は限定的だとしたら、何度も言っていますけど、答えがうやむやな霊安室やドライアイス利用代の補助だっていいのではないのでしょうか。また、事務組合構成3市で足並みをそろえなければならないのなら、構成3市で3市の職員が集う事務組合の場で議論を進めていってほしいです。(3)と(5)、火葬待ち日数短縮に向けた協議の進捗はどうなっていますでしょうか。そして、火葬を待たれている方に対する補助、これを進めていかないか、お答えください。

項目の3、防犯カメラについて質問いたします。今年度の当初予算事業計画でも示されています柏市管理の防犯カメラの設置、今年度は150台増設すると示されて、現在も設置拡大を着々と進められていっているものと思います。防犯カメラの映像は、刑事事件となるような犯罪行為、交通事故や逃走が発生したときなどに警察へ映像提供し、事件解決に寄与するものになるであろうということは想像できます。ここで写真を掲示して話したいと思います。カメラの切替えをお願いします。1枚目の写真は、市内根戸にある柏市が設置した防犯カメラです。十字路交差点のガードレールの内側、歩道の一角に柱を立て、柱の上に防犯カメラレンズがついています。南東側、西側、北側を向いたものと3つのカメラがあります。次の写真をお願いします。2枚目は、この防犯カメラの南東側に位置している高野台児童遊園の一部景色になります。南東側に向いたカメラ画角では、今映している写真のように公園の一部が収まっているのであろうと推察します。公園の出入口のうちの一か所、滑り台やブランコといった固定遊具、砂場、ベンチ、公衆電話、トイレなどが映像に収まっているものと思います。次の写真をお願いします。スライド3枚目の左側には2枚目の写真、同じもの載せました。左側は2枚目と同じものです。景色です。出入口付近に指した赤い矢印の場所、ここを拡大したのが右側の写真です。地面には、たばこの吸い殻が落ちています。この公園で喫煙をし、ポイ捨てしていったものだと推察します。管理者、所管は複数ありますが、柏市の条例規則で市内どの公園、遊園であっても禁煙、喫煙行為は駄目と示されています。喫煙行為が許されていない場所でたばこを吸い、そこにポイ捨てをして立ち去っていく。そして、この南東側に向いたカメラには、違反行為の一部始終が収まっているんじゃないかと思われるわけです。以上で写真を基にした話を終わりにします。カメラありがとうございました。質問します。禁止箇所での喫煙、ポイ捨て、客引き行為、飼い犬をノーリードで歩かせるなど当市の条例違反行為を見つけるため、常習的違反者に対し職員が取締りに動くなどの個別対応するために防犯カメラの映像が役に立つと考えますが、防犯カメラの映像はどのように使っているのでしょうか、お答えください。以上で第1問を終

わります。

○議長（坂巻重男君） ただいまの質問に対する答弁、市民生活部長。

〔市民生活部長 永塚洋一君登壇〕

○市民生活部長（永塚洋一君） 私からは、ミストシャワーに関する御質問のうち柏まつりにおける設置状況についてお答えをいたします。今年の柏まつりでは、酷暑の中、来場者や運営スタッフの熱中症対策の強化を図るため、柏まつり実行委員会において従事者用熱中症対策マニュアルの策定や涼を取れる休憩場所の確保に加え、試験的に東西ダブルデッキにミストシャワーを設置いたしました。ミストシャワーの設置は、柏まつり実行委員会においてイベント設営会社からホースタイプのミストシャワー装置をレンタルし、開催両日の15時から18時の間、東西ダブルデッキ上の柏駅中央コンコースからエスカレーターに向かうひさし付通路に東口は20メートル程度、西口は15メートル程度のホースを設置いたしました。また、レンタル費用については、2日間で12万円程度となっています。来場者の反応としましては、蒸し暑く熱気が籠もった柏駅中央コンコースから出たところで涼しいミストに触れられることを喜んでいた方もおられましたが、一方で祭り開催時間中の東西ダブルデッキ上では歩行者動線を制限しており、水滴にぬれることを避けたい方もミストシャワーの下を通らざるを得ない状況となっていましたので、嫌がる声も耳にいたしました。ミストシャワーの熱中症対策としての効果については、一年間で最も人流の多い柏まつり開催日に試験的に設置したものであり、相対的な評価は困難ですが、昨年度と比べ気温、湿度とも低かったこともあり、今年の柏まつりにおける救急搬送件数のうち熱中症は2日間で1件と減少をしておりました。次年度以降についても、昨今の気象状況から夏に開催するイベントである以上は来場者及び従事者の安全のため熱中症対策のさらなる強化は不可欠と考えています。したがって、今後につきましてはミストシャワーの設置を含め、他のイベントの対策事例の調査研究等を通じてより効果的な対策ができるよう柏まつり実行委員会として取り組んでまいりたいと思います。私からは以上です。

○議長（坂巻重男君） 土木部長。

〔土木部長 内田勝範君登壇〕

○土木部長（内田勝範君） 私からは、夏期期間中柏駅周辺へのミストシャワー設置についてお答えいたします。先日北村議員にも答弁させていただきましたが、ミストシャワー装置は屋外での暑さ対策の一つとして一定の効果があるとされております。しかしながら、その設置につきましては暑さ対策としての効果の一方、設置上の制約、対象者への配慮といった幾つかの課題を整理する必要があると考えております。柏まつりでの試行の取組の評価を確認しながら、駅前広場といった道路施設に常設する場合の課題、メリットについて議員からお話がありましたが、他市の取組状況の調査、情報収集に努めてまいります。私からは以上です。

○議長（坂巻重男君） 企画部長。

〔企画部長 小島利夫君登壇〕

○企画部長（小島利夫君） ウイングホール柏斎場に関する御質問にお答えいたします。初めに、今後の死亡者数の推移と今年の冬における火葬待ち日数縮減に関する御質問についてです。死亡者数の推移の予測につきましては、国立社会保障・人口問題研究所による構成市の人口推計を基に行っており、当面の間は増加が見込まれると伺っております。これにより火葬需要については年々増加傾向にあるとともに、年始の休場により特に1月から2月までの火葬の待ち日数が長くなる傾向にあります。令和5年度に構成3市の市民を対象にアンケート調査を実施

したところ、7日以内までの火葬が望ましいと答えた割合は93.5%という結果となったことから、待ち日数を縮減するために昨年度の冬期においては地元の皆様に御理解をいただき、通常1日当たり最大24件の火葬可能件数を28件に増やしたほか、友引日についても月に3日開場し、火葬の待ち日数の抑制を図ったところです。しかしながら、議員御案内のとおり、令和7年1月における平均待ち日数は9.3日であったことから、今年度の冬期につきましてはこれらのアンケート調査の結果や火葬需要の予測を踏まえ、地元の皆様にさらなる御理解、御協力をいただきながら、火葬待ち日数の抑制に向け協議、検討してまいりたいと考えております。次に、斎場の在り方検討の進捗につきましては、先月28日に東葛中部地区総合開発事務組合及び構成3市によりまして斎場の在り方検討会を開催し、ウイングホール柏斎場の現状等について共有を図ったところです。最後に、火葬をお待たせしている方に対する補助についてですが、火葬の待ち日数が長くなることによる御遺族の経済的負担等を鑑みますと、火葬の待ち日数の抑制は優先課題として認識をしております。そのため、まずは火葬待ち日数の抑制を図ることにより御遺族の精神的、経済的負担の軽減につなげてまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、引き続き構成市である流山市、我孫子市とも連携し、課題解決に向けて地元と協議をしてまいりたいと考えております。私からは以上でございます。

○議長（坂巻重男君） 危機管理部長。

〔危機管理部長 熊井輝夫君登壇〕

○危機管理部長（熊井輝夫君） 私からは、防犯カメラの活用方法についてお答えいたします。本市では、防犯カメラの運用が適正に行われるようにするため、柏市街頭防犯カメラの設置及び運用に関する要領を定めております。この要領では、撮影画像の外部提供については法令等に基づく場合以外は防犯カメラの設置目的以外の目的に利用し、または第三者に提供してはならないとされていることから、捜査機関等への撮影映像、画像を提供する際にも刑事訴訟法等に基づく照会文書の提出を受け、請求データのみに関し記録媒体で提供しているところでございます。私からは以上でございます。

○議長（坂巻重男君） 第2問、上橋しほと君。

○7番（上橋しほと君） ありがとうございます。では、じゃまずミストシャワーのことで、すみません、質問したいと思います。柏まつりであっても涼しいと感じる方もいたけれども、やはりそれでもぬれるという方がいたという答えになりました。あと、やはり私が気になったのは場所、動線に限られるというところなんですけれども、デッキの屋根のないところ、市役所寄りの東側になりますか、確かにすごく快晴であれば日は当たるけれども、どうしてもぬれる人が嫌であれば、日は当たるけれども、そっちの洋服の青山に行く側などの屋根がないところを通ればどうしてもぬれるところは避けられると思うんですね。ですので、場所は限定されるという考えは私はどうしてもはてなと疑問を感じてしまうんですけれども、市の評価でもやはり動線が限られてしまうって、そういう評価になってしまう理由を答えていただけますでしょうか。

○市民生活部長（永塚洋一君） お答えいたします。今年の柏まつりにおきましては、昨今のダブルデッキ上の混雑を鑑みまして、柏警察のほうと協議した結果、今年は今までよりもさらに動線をしっかり決めていこうということになって、いわゆる一方通行というんですか、そういう形で完全に区切ったものですから、祭り会場に行こうとする方はエスカレーターのほうに向かわなければいけなくて、そうするとひさしの上にはミストシャワーが設置されていてとい

う状況になりました。以上です。

○7番（上橋しほと君） 分かりました。柏まつりの事情の説明ありがとうございます。どうしても一方通行にしたから、駅を出て向かっていく人はミストシャワーのところ通らざるを得ないと今解釈しました。では、祭りのミストシャワーというところで続けていきたいと思いますが、来年の柏まつり、昨日の渡辺議員の提言のように開催時期変更も実行委員会で考え合うべきことなのかとは思いますが、それでも7月の最終土日にとしたら、やはり炎暑対策は必需である、それはさっき答弁もありました。例えばミストシャワー、今年はホース型でしたけれども、ホース型じゃないものもリース、私も調べ切れていないですけど、私がちょっと調べてもファン型とか、そういう設置の方法とかもあると思うんですけども、そういうところも含めて可能性、あと設置場所、違う場所、柏まつり会場といえは広いので、また違う、デッキの下側とか、そういうところの検討とかもやっぱり必要ではないのかと考えますが、ちょっと御見解をお答えいただけますか。

○市民生活部長（永塚洋一君） お答えをいたします。いわゆるホース型のミストシャワーですと、ひさしなどが必要になってまいります。御提案の例えば扇風機型の独立型のクール扇風機とか、クールミスト扇風機ですとか、そういったものであれば場所は選ばないと思いますので、実行委員会の中でより効果的な場所等を模索してまいりたいと思います。また、設置手法についても検討してまいりたいと思います。

○7番（上橋しほと君） ありがとうございます。祭りを7月にやるのであれば、これも含めて、さっきも御答弁ありましたし、何度もおっしゃられてはいますが、これもミストシャワーもやはり検討していただきたいと思います。よろしくお願いします。では、祭り以外の期間のミストシャワーというところなんですけれども、先ほども、今の第2問で答弁あって、祭りの場合本当に一方通行で、がちがちに動線を制限したからという、どうしてもぬれるのを嫌がるって答えはあったかもしれませんが、ですが、祭りなければ、さっきも言いましたけれども、動線を、どうしてもぬれる人が嫌だ、私どもがやっぱり自治体とか民間の商店街に聞いたところ、どうしても嫌がる人のほうはかなり少数だというふうに、私たちの会派でもかなりそういうふうな確証に近づいているんですけども、どうしてもぬれる人が嫌だということ、動線の切り分けという問題はクリアできると思うんですね。そういうところも踏まえて、やはり設置の可能性を進めていってほしいと考えるんですけども、動線の課題をクリアできるとお思いになりますか。ちょっと答えていただけますか。

○土木部長（内田勝範君） お答えいたします。駅前のダブルデッキ上の屋根等について、ある程度祭りとは違って規制がありませんので、そういった動線というか、歩行者が選択できるという部分はあろうかと思います。あと、一方で屋根があるところでのミストシャワーというお考えもあると思うんですけども、日差しを避けて通られるとかいったこともありますので、そこら辺についても、先ほど御答弁申しましたが、先進市の事例とかで研究する必要があるんじゃないかというふうに考えております。以上です。

○7番（上橋しほと君） では、私も担当課の市民活動支援課の職員の質問に臨む前の少しおっしゃられた言葉を引用してしまうんですけども、今回レンタルで導入したものは水の粒、粒径が比較的大きめだったんじゃないかと。それで、水が蒸発し切る前に少し人の体をぬらしてしまうようなミストシャワーになってしまったんじゃないかというふうに聞きました。レンタルであってもという話でしたけど、私もレンタルする気もないのに見積りとかも取れないの

で、すごく調べられていないんですけども、粒径が小さい、人の体や服に当たる前に蒸発しているような、人をぬらしたりしない、床や通路もぬらさないような、微細ミストという言い方ここですけれども、そういう商品もたくさんあるんですね。そういう商品の選定も私みたいな素人よりもやっぱり市の職員、プロとしてできると思いますので、そういう商品の選定できると思うんですけど、していただきたいんですけども、どうでしょうか。

○土木部長（内田勝範君） お答えいたします。確かにミストシャワーの装置、いろいろあると聞いております。いろんな特徴と、設置した場合の対象者、どのような効果があるかとか、様々な装置によっていろんなものがあると思います。ですから、その部分については不特定多数の方が行き来する駅前広場で設置することによってどういった効果と、また運用面の課題とか、そういったものは整理する必要があると思います。以上です。

○7番（上橋しほと君） 私たち会派、何度も申し上げておりますけども、精査、調査する、やっぱりこれ進めてほしいですね。私たち、これ見えづらいけど、紹介しますけど、熊谷市などは導入した後から何年も駅の来街者、通行者にアンケート調査しました。柏まつりでやったよりは商品のスペック、多分今すぐ答えられないと思うので、水の粒の大きさとか今日はここでは聞かないと思うんですけど、熊谷市の場合は16マイクロメートルとか本当に小さな粒、北千住の商店街ではもっと小さい6マイクロメートルとかの商品で、私もさっきから何度も申し上げているような本当に人に当たる前に、ぬれないミストシャワー設備でされているといったものもありますけれども、すみません、ちょっと私も少し脱線しかけましたが、アンケートでやると通行者のやっぱり8割以上の人は涼しさを感じるし、ぬれることを不快には感じないと言われているんですね。熊谷市とか、私たちはまだ熊谷市や民間の商店街にしか視察は行っていないですけども、実際導入している自治体、それこそ高崎線沿いの自治体とかだったり、群馬県とか埼玉県北部、暑くなる自治体は本当にいろんなところが積極的に導入してきているんですね。戻りますけど、熊谷市とかだとこのようにアンケートで実際エビデンスを出している。ですので、こういうエビデンスの調査を実際やっている自治体にヒアリング、本当に積極的に進めていくことをお願いしたいのですが、進めていただけますでしょうか。

○土木部長（内田勝範君） お答えいたします。議員御紹介の先進市など調査してまいります。以上です。

○7番（上橋しほと君） お願いいたします。あともう一つ、柏市内に向けてでも柏たなか駅前公園にはミストシャワー設置しています。柏たなか駅前公園もこれ微細ミストで、服や肌がびしょびしょになることなく、本当にすぐに蒸発するやつです。得られる空間は本当に涼しいんですね。ちょっと今度我々も、少し後手を踏んでしまっていますけど、公園緑地課からその設備について教わろうと今お願いもしていますが、柏市も既にやっぱり微細ミストを運用している実績があります。メーカーのことなども分かっていますし、メンテナンスやランニングコストとかノウハウも蓄積されているんですね。これ都市部、土木部とか、そういういろいろ道路に関するとかまちづくりをやる部署を横断してでも、部署横断で情報共有も、やっぱりこれもしていただきたいのですが、お願いできますでしょうか。していただけますでしょうか。

○土木部長（内田勝範君） 柏たなか駅前の公園でミストシャワー設置していることは私どもも承知しておりますので、都市部と効果とか課題といったものも共有しながら確認してまいりたいと思います。以上です。

○7番（上橋しほと君） ありがとうございます。何度も申し上げますけど、暑い中でも

人が安心して出かけられるまちに、有効であると信じていますし、課題を私もですし、会派長も何度も述べていますけども、一つ一つの課題において乗り越えて、実現に向けて動く、本当に必要であると願っておりますし、やはり検証、本当に課題の乗り越え、進めていただきたいと、お願いしたいとまた加えて申し上げさせていただきます。ミストシャワーのことで最後にもう一つ、環境ワークショップの話もしました。既に今暑いと。これ以上暑くしないために市民ができること、市ができることなどいろいろ話し合いました。まちづくりにおける炎暑対策、緩和策もテーマになりました。さっきも話したことです。熊谷市の環境政策課も健康被害を増やさないために暑さ対策は急務と言っていました。いろんな私たちが視察した商店街とか市役所とかも暑い中でもこの場所に来た人たちが安全に歩ける環境をつくる必要があると言っていました。やっぱりツールの一つとして、ミストシャワーというものを確立させています。このように自治体も先進事例も増えてきています、実績も。来年以降も夏はもっと暑くなってしまうでしょう。柏市もこの先の環境ですとか暑い中でも安心して出かけられるまちということで、柏市もこの先の環境基本計画とか環境施策においてのミストシャワーを位置づけてほしいと思うのですが、ちょっと環境部長としての見解もお答えいただけますか。

○環境部長（後藤義明君） お答え申し上げます。ミストシャワーを含めまして熱中症対策というのは今後の柏市の環境部門の一つのテーマになると思いますので、この環境基本計画の中でも適応策含め熱中症対策というのは入ってくるかと思っております。以上でございます。

○7番（上橋しほと君） ありがとうございます。まちづくり、都市の部局、道路部局、環境政策として本当に進んでいってほしいと、進めていく必要があると思っておりますし、私たちも議員としてもこれから勉強したり、職員の皆様と議論させていただいたり、話し合させていただいたり、市民の皆様や来街者の皆様が暑い中でも安心して出かけられるまち柏になるように引き続きいろいろと話しさせていただきますと思います。お願いします。

では、ウイングホール柏斎場の質問にちょっと入らせていただきます。お待たせしました。待っていないかもしれませんが、すみません。まず、やっぱり死亡者数は増えていくであろう。やはり昨年度ですけど、今年の1月はそういうことあったというお話も私聞かせていただきました。やっぱり不本意でありますけれども、死亡者数は増加していきだろうというところで、昨年度、令和6年度の火葬件数、1日当たり増やすとか開場日を増やすというところは実施したけれども、今年度に関しては明確にそのように増やすほうで対応していくということを正式決定はまだしていないということですか。

○企画部長（小島利夫君） お答えいたします。今後協議をしていくという状況でございます。

○7番（上橋しほと君） 今後協議しということで分かりましたけれど、今日具体的な数字はあれですけど、令和7年度で、令和8年の1月、何人亡くなるんではないかと、まだそこまでは、それもやはり出せない。ごめんなさい、上手に言えなくて。来年の1月、令和8年の1月には何人死亡が見込まれるとか、そういうところまでは出せていないから、今回12月から開場日増やさなきゃ駄目だとか、そういうところはやっぱりまだ決められないのでしょうか、ということになりますか。

○企画部長（小島利夫君） お答えいたします。昨年度の事例で申し上げますと、インフルエンザが非常に流行したりといったような要素もございましたので、現時点でじゃ来年の1月、冬期に、今年の冬にどれほどの死亡者が見込まれるかというところまではしっかりと分析できておりません。以上です。

○7番（上橋しほと君） 分かりました。私も今話していて自分が矛盾してしまうかもとちょっと思ったので、もちろん死亡者数、今年の1月、昨年度ですけど、そういうインフルエンザなどがあった事情もあったということで承知しました。私も本当勉強不足であります、ありがとうございます。確かにもちろん死亡者数が増えることは望ましいことではありませんし、私もフォーミュラカーのようにむしろ無理にあえて施策をすることはないし、市もそこを慎重に、今市に限らずこれは総合開発事務組合や3市共通の認識なんでしょうけれども、無理に件数を増やさないでいけるのなら火葬炉にとってもいいですし、近隣住民の人にとってももちろんよりベターであるとは思いますが、ただもちろんそうせざるを得ないというふうにこの10月、11月になるかもしれませんが、引き続き組合、構成3市、あと地元の委員会の皆様などと話していただければと思うところでございます。続けていきたいと思えます。8月28日に一回開かれた現状の共有、検討の会議というところであったのは、今は課題を、現状の共有したりしたけれども、例えば今後いつまで今のウイングホールの、特に最初期からの火葬炉はいつまでももたない、このまま仮に私が言ったような無理なちょっと、かなりがんがん回すような、雑ですけど、使い方をしないでも、令和何年とか西暦でも二千四十何年とかにはもうそろそろ使えなくなるんじゃないかというめど、そういうところの見通しなどは話したり、立ったりしていますか。

○企画部長（小島利夫君） お答えいたします。今後の検討の進め方という御質問かと思えますけれども、まずはどうやって待ち日数を縮減していくかという、言ってみれば短期的な取組についての検討を行うこと、それからあと議員からも御案内ありましたけれども、火葬炉の設備に関しての見通しですとか、更新をどうしていくのかといったどちらかというところと長期的な検討、その辺りを併せて行っていくことになるかと思えます。以上です。

○7番（上橋しほと君） 御答弁ありがとうございます。あと、まず短期的に、やはり今待っている方々をどうしなきゃいけないかというところであります。今日も質問させていただいて、やはり精神的負担とか経済的負担を軽減するための協議をなされているんですけどもとお答えありました。これ3月も今日もまた聞いている。ほか団体の利用の補助とか、そういう霊安室使うことへの補助、それも、私も全部視察とか行けていないし、まだネットで調べている段階ですけども、関東でも、関東以外、関西でもやっている自治体あって、その検証とかは私はしてほしいと願う、思う立場ではあるのですが、3月のときは小島部長おっしゃられた、やはり限定的であるから慎重にという協議の段階なのかなとどうしても思ってしまうんですけども、そういうほか団体を利用するときの差額補助などの検討はどうなっているか、答えられますでしょうか。

○企画部長（小島利夫君） お答えいたします。その後については具体の検討というのは行っていないんですけども、当然社会情勢の変化などによっていろいろ他の斎場の運用ということも変わってくるかと思えますので、その辺りは継続して調査研究してまいりたいと思えます。以上です。

○7番（上橋しほと君） 研究もやはりお願いしたい。お願いいたします。あらゆる手法でもありますし、これはやはり効果あると、私は一市議会議員ではありますが、そう願うところもありますし、望んでいる市民も多くいらっしゃいますので、検討を引き続きお願いしたいと思えます。もう一つ、中長期的な議論というところでなんですけれども、これもまだ決まっていないかもしれないということになるかもしれないですけど、あえて聞きたいと思えます

が、新しい火葬場、斎場の在り方として、今の布施の地でやはり更新するということか、流山市、我孫子市も含めたほかの用地で新しい火葬場を造るということも議論上がっているのか。布施で更新するか、あるいはほかの流山市、我孫子市などでの用地で建てるかどうか、どういう進捗、議論になっているか、お答え願えますか。

○企画部長（小島利夫君） お答えいたします。建て替えに関する議論というのは、現在なされておられません。以上です。

○7番（上橋しほと君） 分かりました。私は一貫して、私がいつも何度も言っている、思っているのは、議論なされていないけれども、仮に通常の使い方にしても、無理に件数増やしてやらないとしても最大でも多分あと30年、最初期から造った平成7年から動いているのに関してあと30年だと思いますので、いつまでも先延ばしにはできないことだとやはり思いますので、今後の構成3市や事務組合、対策委員会の方々との協議で話を進めていっていただきたいと要望いたします。

では最後、防犯カメラのことで少し聞きたいと思います。やはり刑事訴訟などに提供する、法律に基づいて提供するというところは分かりましたが、もう少し聞かせていただきたいのは、提供とただけでも、内部職員、市の職員が市のために使う、これも法的にできないということになりますか。

○危機管理部長（熊井輝夫君） 基本的には、先ほど言いましたように、捜査関係だとか、そういったもので調査があれば、防犯カメラの画像を提供するということになりますんで、その目的ということになりますんで、基本的には市の職員が見ることはないです。以上です。

○7番（上橋しほと君） 分かりました。じゃ、私が例えば、私自身もですし、そんなに多くないとしてもやっぱり一部の市民の人がそういう公園でたばこが捨てられているとかごみがされている、困るとか、飼い犬をノーリードで歩かせている姿を見て困ると。それが映っているとしたら、市民がそういうふうに市の担当部署だったり、防災安全課にこういう事象があって困るという相談が来たときは、市としてはどういう返答、案内しますか。

○危機管理部長（熊井輝夫君） お答えいたします。先ほどもお答えしましたように、またそういう問合せは実際にはございますけれども、刑事訴訟法だとか法令にのっとった申請という形にはなり得ませんので、市民の方に提供することはございません。以上です。

○7番（上橋しほと君） 市が提供しないということは分かりました。それでは、例えば市がそういうふうに困ったときには、じゃ市民が警察署にそういうポイ捨てとかで取り締まってほしいって相談行って、警察に捜査を委ねるという、市としてはそういう立場になりますか。

○危機管理部長（熊井輝夫君） おっしゃるとおり、基本的には市民の方がそういった形で警察に訴えるですとか、そういった形になれば警察のほうで動くということで、警察のほうで必要になればそういった画像の提供、先ほど、申請をしていただいてという形になりますんで、その上でデータを提供するという形になるかと思います。以上です。

○7番（上橋しほと君） 分かりました、あと、そういうふうに市民が市役所に相談してもこの動き、どうしても動けないというところがあると解釈しましたし、市民がやはり警察に直接するしかないのかなというところも思いました。あと、じゃもう一つここで聞かせていただきたいのは、市の条例違反行為というのも、例えばポイ捨ても柏市も駄目だと条例でも定めているけど、これも軽犯罪法違反であつたり、それこそ私が言ったようなノーリードの散歩とかでも動物愛護に関する法律で違反だったのかなということで、市の条例って違反行為というのは

どれも刑法的にも違反行為で、それってやっぱり連動しているというか、刑法に基づいて市がそういう違反行為もつくっているという解釈でよろしかったですか。

○危機管理部長(熊井輝夫君) 基本的にはそういった形になるのかなとは思いますが、あくまでも例えば今言われたポイ捨てですとか、そういったものはその現場での対応という形になりますんで、カメラの画像を見て現地行けば当然ながらそういった方はいらっしゃらない。こうした行為についてのそういった調査だとかというのは参考になるかとは思いますが、基本的には市の防犯カメラの目的というのは犯罪抑止だとか、そういったところになるんで、そういったことは現在のところは考えていないというか、できないというふうな考えです。以上です。

○7番(上橋しほと君) 分かりました。単発の人とかは現場で、現認って、現場を確認しないとなのかなとは思いますが、けれど一方で私自身も権限もないんであれなんですけども、ある程度目星がついている人がいるんです。いつも同じビールの缶だったり、いつも同じパックジュースを同じ場所で飲んで、捨てていつている。ある程度その人の家も知っているし、これ私自身がですけども、そういう目星がついている。私も立場ではないと分かっておきながら正義感だけで、知っている人なので、口頭で話したりはしていますけれども、改善されない。これ多分今軽犯罪法とかになるとその場でってなるんですけど、仮に常習犯であれば、私ももっと刑法とか勉強しなきゃ、勉強していないのに今ここに立ってしまっているんであれなんですけど、そういう常習犯とかあれば多分捜査、警察に相談すれば状況が変わるのかなと推察しました。ですんで、これも状況に応じてだったりと思いますし、けど少なくとも市が設置した防犯カメラで抑止効果もあると願っておりますし、そういうふうなツールも通して、またアナログでありますけれども、指導員の方々の巡回パトロールとか通して、本当に市民とか市外の人でも柏のまちに来る人、もちろん日本全国なんですけれども、独善的、自己中心的な、自分が楽したいからポイ捨てするだとか、そういう人がいなくなっていくように市役所も頑張っているとは思っておりますし、いろいろなできる施策を通してそういう人がいなくなっていく社会に近づいていく、それがいつか実現できることを願いたいと思います。市にはやっぱりお願いしたいのは、カメラの使い方としては今回私が質問したことであれば答えかねると、それはできかねるという答弁であったことは分かりましたが、何度も言っていますが、そういう独善的な行為をして、自分本位的な行為をする人が公共空間から、公共空間でそういうことしないような、みんなで共に快適で協調し合った社会、柏市ができるようになってほしいと思いますし、市には引き続きそういう取組をお願いしたいと思います。以上で終わります。ありがとうございました。

○議長(坂巻重男君) 以上で上橋しほと君の質疑並びに一般質問を終わります。

○議長(坂巻重男君) 暫時休憩いたします。

午前10時47分休憩

○

午前10時57分開議

○議長(坂巻重男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

次の発言者、鈴木清丞君。(「頑張れ」と呼ぶ者あり)

〔17番 鈴木清丞君登壇〕

○17番（鈴木清丞君） みらい構想かしわ会派、社民党の鈴木清丞です。通告書に従い、一部割愛し質問させていただきます。1番、3月31日で閉館し、9月から旧沼南保健センターを暫定近隣センターとして運用を開始した、沼南近隣センターの新構想について伺います。1、建設現場の候補地が沼南庁舎バス乗り継ぎ場に決まったとの報告がありました。カメラを切り替えてください。左側の地図を御覧ください。沼南庁舎の北側にある沼南庁舎バス乗り継ぎ場です。赤い枠で囲った部分です。北西の向かい側には、沼南消防署もあります。右の写真は、グーグルの航空写真になります。乗り継ぎ場の西側の建物は、風早北部小こどもルーム第2保育室になります。バス乗り継ぎ場には、東武バスの柏駅、アリオ、沼南車庫行きや柏駅、手賀方面などの路線の停留所があります。また、阪東バスの大津ヶ丘団地、東我孫子車庫路線の停留所もあります。また、ワニバスの沼南コースの始発、終着の停留所にもなっております。カシワニクルの乗降場所にもなっております。タクシーの客待ち場所としても利用されております。この写真は、北側の道路から沼南庁舎を背景に撮影したバス乗り継ぎ場です。手前側にタクシーが客待ちをしており、左側の写真ではワニバスがちょうど走り出したところであります。右側の写真は、東武バスが写り込んでおります。このような形で使われているのが沼南庁舎バス乗り継ぎ場です。カメラを戻してください。ここで質問です。新沼南近隣センターの構想について、面積、懸念材料、検討会の開催方式、建築期間などお示してください。次に、図書館の沼南分館について伺います。カメラを切り替えてください。この写真は、7月に移設が完了した図書館沼南分館の写真です。1,500点の蔵書数だと聞いております。これまでは4万4,000点でしたから、30分の1しかありません。一番蔵書数の少ない高田分館の10分の1にもなりません。大変狭いスペースでなっております。場所は、沼南庁舎1階のロビーをパーティションで区切った形になっております。赤枠の部分になります。この状況をこれから5年間ずっと市民に押しつけるのでしょうか。疑問が残ります。カメラを戻してください。ここで質問です。現状の沼南分館をどのように考えているのか、また新近隣センターの構想がこれから議論されようとしておりますが、その中で沼南分館をどのように位置づけていこうとしているのか、お考えをお示してください。

教育行政について伺います。まず、風早南部小学校を除く旧沼南エリアにある11の小中学校の給食を提供している学校給食センターについてです。カメラを切り替えてください。左側の地図の上の部分にある青三角が現状の学校給食センターです。下の部分にある赤い三角マークが新しく学校給食センターの移転候補地になります。右側の地図は拡大したものになりますが、海上自衛隊下総航空基地の正面玄関の北側の領域になります。この写真は、下総航空基地側から候補地方面を見た写真です。現状は2棟の官舎が建っている形になります。カメラを戻してください。私は、柏市にある全ての小学校、中学校はそれぞれの学校にある給食室で給食を作り提供する自校方式の学校給食が基本であると考えております。沼南にある11校の学校においてもそれぞれ給食室を造り、給食を提供するべきだと考えています。ただ、現在の給食センターにおいては、敷地が狭いことなどにより、①、小中学校のメニューを別々にできないため中学校の給食が他の自校方式の学校より1品少なかったり、②、1回の調理では全ての給食を提供できず、2回ずつ作っている、こういう現状があります。1回目の給食の出来上がりが早いこともあり、出来上がりすぐの提供となっていない問題もあります。③、お米の炊飯スペースが準備できないこともあり、別業者でお米を炊き、それぞれの学校に搬送していることもあり

ます。そのため、メニューの一体感がないことや炊き具合の品質管理が徹底できないことなど、おいしい御飯の炊き上がりになっているかどうか疑問があります。④、各学校に栄養士が配置されていない面もあります。こうした懸念材料がありますが、これらの幾つかは新しく給食センターができたことにより解決する部分も多くあるのではないかと考えております。そういう意味では、全面的に賛成はできませんが、反対するわけでもございません。子供たちになるだけ早くおいしい給食が食べられる、そういう環境をつくっていただきたい、こう考えております。ここで質問です。新学校給食センターの規模、調理方式、建設期間、先ほどの4点の懸案事項の解消などを含む現時点での構想をお示しください。次に、不登校児童生徒の実態及び支援状況について伺います。このグラフは、柏市の年間30日以上欠席した長期欠席児童生徒数の推移です。令和6年度は長期欠席者は1,625人で、その内訳は小学校の不登校児童は333人、中学校の不登校生徒は533人、それ以外に小学校の不登校以外の長期欠席児童が438人、中学校の不登校以外の長期欠席者が321人となっています。これに対して支援体制はどうなっているのでしょうか。週1日来校するスクールカウンセラーは、全小中学校に配置して、63人います。この学校スクールカウンセラーは、学校に来ていただいた保護者や生徒への相談や支援を行う活動をしております。週4日程度出勤するスクールソーシャルワーカーは、中学校区ごとに1名ずつ配置され、21名となっています。スクールソーシャルワーカーは、家庭訪問を含めて生徒、保護者への支援、相談を行っています。また、市内5か所の教育支援センターを利用している児童生徒175人を支援する先生方が34人います。それ以外に不登校児童生徒にはカウントされていない校内支援センター、別室利用の子供たちが300人います。ここを支援する先生方も中学校ごとに配置されております。ここで質問です。令和6年度の不登校児童生徒866人への支援状況をお示しください。また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーはもっと人数を増やすべきではないかと考えておりますが、教育委員会の考えをお示しください。カメラを戻してください。

次に、環境行政について伺います。まず、海上自衛隊下総航空基地の有機フッ素化合物、PFASの流出対策です。防衛省がPFAS流出対策を講じる業者に発注し、その対策を開始したと聞いています。カメラを切り替えてください。左側の地図の一番下のところ、4,500ナノグラムパーリットル流出している箇所がありますが、火災消火訓練場そばの排水口1となります。そして、もう一つ大きいところが地図上部の1,700ナノグラムパーリットル流出している平成5年燃料タンク火災現場付近の排水口5の2か所が多く出ており、その対策を講じていると聞いています。そこで、具体的にはどのような対策を講じているのか、また対策作業は今年度末までとなっているが、流出が止まる見込みがあるのかどうか、現状をお示しください。カメラを戻してください。次に、ごみ処理の1市2方式について伺います。カメラを切り替えてください。現在旧柏エリアでは、北部クリーンセンター及び南部クリーンセンターでごみ処理に対応しております。旧沼南エリアは、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合によるクリーンセンターしらさぎなどでごみ処理を行っております。令和6年度よりごみの分別名称と指定ごみ袋の色の統一がされました。しかし、可燃ごみ、容器包装プラスチック類、ペットボトルなどはほぼ同じような形になってきていますが、資源品では旧柏エリアは自転車まで回収してくれますが、旧沼南エリアでは3辺の合計が1メートルまでとなっています。また、粗大ごみでも大きな違いがあります。カメラを戻してください。ここで質問です。今後は、1市2方式を解消していく方向であるようではありますが、現在はどうのような進捗であるのか、お示しください。

次に、職員の労働環境について伺います。(1)、ハラスメントの報告の状況をお示してください。(2)、現在通勤で車を利用している職員には距離に応じてガソリン代の支給がされていますが、駐車場代の支給はないと聞いております。今回の人事院勧告では、駐車場への負担軽減措置が取られてきているようですが、柏市はどのような措置を検討されていますでしょうか、お示してください。(3)、前回の一般質問でも質問しましたが、開庁時間と出勤時間が同じであると、シフト勤務が必要となったり、全員参加のミーティングができなかったりする弊害が起きていると思います。開庁時間を朝30分遅らせる、夕方30分短くするなど新しい対応をしている自治体が出てきているようですが、周辺自治体、千葉県内の自治体の状況はどうなっていますでしょうか、お示してください。

最後に、議案について伺います。入札などの契約議案に対して競争性がない1者入札であったり、落札率が98%を超えるような落札には反対投票を今まではしてきました。今議会の議案では、4件の議案がその条件に当てはまっています。そのうち2件についてお伺いします。(3)、議案第10号のはしご付消防ポンプ自動車の財産取得に関してです。税抜き予定価格1億5,000万円に対して、落札税抜き額は1億4,999万円となっています。落札額は予定額より1万円低い金額で、落札率は99.9933%です。入札会社は1者となっています。どうしてこうならざるを得なかったのか、お示してください。(4)、議案第11号の災害用プライベートルーム300張りの購入の件です。3者の入札がありましたが、予定価格、税抜きで2,199万円に対して、落札額は税抜き2,169万円となっています。落札率は98.6357%です。どうしてこうならざるを得なかったのか、状況をお示してください。以上で第1問を終わります。御答弁よろしくお願いいたします。

○議長（坂巻重男君） ただいまの質問に対する答弁、市民生活部長。

〔市民生活部長 永塚洋一君登壇〕

○市民生活部長（永塚洋一君） 沼南近隣センターに関する御質問のうち、新沼南近隣センター構想に関する御質問にお答えをいたします。まず、近隣センター整備については、沼南庁舎バス乗り継ぎ場を整備候補地として、周辺市有地も含め面積約3,600平方メートルを想定し、検討を進めてまいります。また、来月から地域や利用団体の皆様と一緒に新たな施設の在り方を考えていくため、地域団体、利用者団体代表者などによる近隣センター整備検討会の立ち上げを予定しており、整備場所や導入機能、規模などについて御意見をいただきながら検討を進めてまいります。今後のスケジュールとしましては、設計におおむね2年、工事に2年にかかるものと想定しておりますが、今後整備候補地である沼南庁舎バス乗り継ぎ場を利用するバス事業者やタクシー事業者、交通管理者である警察などとの協議をはじめ、地域、利用団体との合意形成など多面にわたる調整が必要になってくるものと認識しておりますので、円滑に施設整備を進められるよう関係各所への丁寧な説明や意見聴取を心がけながら取り組んでまいりたいと思います。私からは以上です。

○議長（坂巻重男君） 生涯学習部長。

〔生涯学習部長 宮本さなえ君登壇〕

○生涯学習部長（宮本さなえ君） 私からは、図書館沼南分館に関する御質問についてお答えいたします。まず、現在の沼南分館の状況についてどう考えるかとお尋ねですが、この状況については担当部としても決して十分であるとは考えておりません。しかしながら、限られた時間と場所での暫定的な対応となり、蔵書数やスペース以外の図書館サービスはしっかりと提供させていただいております。次に、新図書館沼南分館構想についてでございますが、新たな

図書館の構想や再整備を進めていく上では、平成31年2月に策定した柏市図書館のあり方で掲げる学ぶ、分かち合う、つくり出すを支え、人と地域を育むという基本理念とその実現に向けて取り組む基本方針に沿って検討していくことを大切にしたいと考えております。この基本方針では、例えば図書館がグループ学習や交流の場、子供たちの居場所となることなどを挙げていますが、施設名の制約から旧沼南分館を含む本市図書館の多くは本の貸出サービスが中心となる施設となっております。多くの利用や来館がある昨今の他市の図書館の事例を見ますと、会話を楽しんだり、快適に過ごせる空間や様々な学びに利用できる機能等を重視した施設づくりが行われています。このような事例は図書館の在り方で掲げる方向性とも合致しており、本市が将来的に図書館を整備する場面では大変参考になるものと認識しております。今後新たな沼南分館の構想を検討していく上では、沼南近隣センターの構想と整合を図りながら、地域の皆様にこれまで以上に御利用いただける図書館を目指す必要があると考えております。私からは以上です。

○議長（坂巻重男君） 教育総務部長。

〔教育総務部長 中村泰幸君登壇〕

○教育総務部長（中村泰幸君） 私からは、学校給食センターに関する御質問にお答えいたします。学校給食センターの移転建て替えにつきましては、議員からも御紹介ありましたが、海上自衛隊下総航空基地の正門前の土地を建設候補地といたしまして、財務省と土地の売払いに係る協議を進めてまいりました。このたび財務省の諮問機関である国有財産関東地方審議会において審議が行われ、柏市への売払いが認められましたことから、今後は財務省との間で見積合わせを実施し、その後手続が順調に進んだ場合は今年度末もしくは来年度当初には売買契約の締結まで進められると考えております。そこで、御質問いただきました施設の規模や献立など、現時点で想定している学校給食センターの概要についてお答えいたします。初めに、調理能力についてですが、センター給食受配校11校の児童生徒、教職員分と今後の給食施設の老朽化対策に伴う臨時的な給食供給分を合わせて約6,000から7,000食程度を想定しております。また、調理食数に適した施設面積を確保することで調理器具の充実を図り、これまで課題としてきた2回転調理を解消していく考えです。これにより今までよりも調理時間を確保できるようになるため、質、内容ともに充実した献立の提供が可能になるものと考えております。特に現在自校方式の中学校では小学校よりおかずを1品多く提供しておりますが、新たな給食センターではその対応が可能になると見込んでおります。次に、炊飯方法についてですが、現在給食センター方式の御飯は民間事業者炊飯業務を委託しておりますが、今後は災害時の対応を踏まえ、学校給食センターで炊飯することを検討しております。このように新しい給食センターには充実した調理環境を整備したいと考えており、他市の事例から施設面積は延べ床面積で約4,600平米程度になると見込んでおります。また、栄養士の配置につきましても充実を図り、食育の取組についても強化してまいりたいと考えております。最後に、施設の稼働時期についてお答えいたします。現時点では用地の取得が完了していないため明確なスケジュールはお示しできませんが、他市における給食センターの整備事例に基づきますと、基本設計及び実施設計で2年、本体工事で2年から3年の期間が必要になると想定しております。なお、これらの施設整備に対する考え方につきましては現時点における案であり、最終的には用地取得後に実施する施設整備計画等の策定において改めて検討してまいります。引き続きセンター給食の充実と安定的な学校給食の提供体制の確保に向け取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（坂巻重男君） 学校教育部長。

〔学校教育部長 平野秀樹君登壇〕

○学校教育部長（平野秀樹君） 私からは、教育行政のうち不登校児童生徒の実態と支援についてお答えいたします。まず、不登校者866名に対する支援についてですが、学習プリントやオンラインを活用した学習支援に加え、担任や管理職、スクールソーシャルワーカー等による家庭訪問の実施など個々に応じた支援を行っております。続きまして、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの増員についてですが、現在の学校教育における大きな課題である長欠、不登校支援に関してスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの果たす役割は非常に大きいものがございます。市内の児童生徒がその子に応じた支援につながることでできるよう、増員や配置日数増等を目指してまいります。以上でございます。

○議長（坂巻重男君） 環境部長。

〔環境部長 後藤義明君登壇〕

○環境部長（後藤義明君） 私からは、環境行政のPFASとごみ処理に関する御質問2点についてお答えいたします。初めに、下総基地の表流水流出対策措置の現状についてお答えいたします。昨年度本市、千葉県及び海上自衛隊下総航空基地が行った調査の結果、金山落及びその支流でPFOS及びPFOAが暫定指針値を超過した原因の一つは下総航空基地からの排水と考えられるとの結論が得られました。このことから、本年4月11日に本市は千葉県及び近隣市と連名で下総航空基地に対し基地の排水口におけるPFOS及びPFOAの流出防止対策等の実施について要望し、下総航空基地からは本年6月に排水口からのPFOS等の流出防止及び濃度低減対策に関わる検討業務委託の入札公告を実施した旨の回答があったところです。同業務は、下総航空基地の排水口において雨水排水に含まれるPFOS及びPFOA含有率の合計値を国の指針値である1リットル当たり50ナノグラム以下とするため、ろ過装置によるPFOS等吸着除去装置の検討、設置、水質検査を行うものであり、現在ろ過装置の設置の準備が進められていると聞いております。今後は下総航空基地に対し同業務に関わる現場確認を求めるなど状況の把握に努めるとともに、引き続き千葉県近隣市と連携の上、PFAS汚染への対策に取り組んでまいります。次に、ごみ処理の1市2制度に関する御質問についてお答えいたします。沼南町との合併以前の旧柏市地域のごみ処理は柏市が、旧沼南地域のごみの処理は地方自治法に定められた一部事務組合の柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合が権能を有しており、同組合は沼南地域と鎌ケ谷市を一括したごみの制度を運用していることから、1市2制度の状況となっております。こうした状況で柏、沼南両地域のごみの制度を統一することは、同組合に沼南地域の制度と鎌ケ谷市の制度の別々の運用を強いることとなり、組合事務の煩雑化を招くため、これまで調整が困難でした。一方、これまでも議会で御答弁しているとおり、本市の清掃行政の課題である3つの清掃工場体制の合理化と柏、沼南両地域のごみの制度の統一を目的として沼南地域のごみの共同処理を行っている鎌ケ谷市と令和4年11月に共同処理の解消を含めた協議を開始する確認書を締結し、その後協議を継続しております。現時点におきましては鎌ケ谷市との協議を進めている段階にあることから、協議機関や共同処理の見直しの時期、内容などはお示しすることはできませんが、引き続き関係各位の御理解、御協力を得られるよう丁寧に協議、調整を進めつつ、早期に清掃工場の合理化及びごみの制度の統一が実現するよう努めてまいります。私から以上でございます。

○議長（坂巻重男君） 総務部長。

〔総務部長 鈴木 実君登壇〕

○総務部長（鈴木 実君） 私からは、職員の労働環境に関する3点についてお答えをいたします。初めに、ハラスメントの相談状況についてです。本市では、人事主管課及び健康管理室に職員からの相談窓口を設置し、ハラスメントに該当するか迷われている場合も含めて対面、電話、メールにより広く相談を受け付けております。令和6年度のハラスメントの相談件数は28件であり、そのうち7割弱がパワーハラスメント、3割強がセクシュアルハラスメントを含むその他のハラスメントや人間関係の悩みに関する相談でした。また、職場における顧客等の言動に起因するいわゆるカスタマーハラスメントに関する相談は2件でございました。相談件数は令和3年度以降毎年20件以上の相談が寄せられており、相談窓口としては一定の機能を果たしているものと考えておりますが、引き続き職員の人間関係や職場環境の悩みについて実態の把握と解消に努め、ハラスメントのない安心して働ける職場環境の実現を目指してまいります。次に、車通勤手当の御質問にお答えをいたします。当市では、通勤のために自動車、自転車等の交通用具を日常的に使用する職員につきましては、使用距離区分に応じて通勤手当を支給しておりますが、令和7年人事院勧告にて自動車等の使用に対する通勤手当が見直され、通勤手当額が距離区分に応じて200円から7,100円までの幅で値上げ、1か月分当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当の新設が勧告されました。当市では交通用具等を利用する正規職員は約1,400人おり、距離区分に応じた引上げを令和7年4月から遡及適用した場合、通勤手当額の増額としては年160万ほどの影響があると見込んでおります。また、駐車場等の利用に対する通勤手当については、車通勤が保育園への送迎等を含めた多様な働き方に対応する側面があると認識をしておりますが、令和8年4月から実施をした場合、自動車通勤をしている正規職員が610人ほどいることから、3,700万円ほどの影響があると見込んでおります。御質問にありました人事院勧告を踏まえた車通勤手当の対応につきましては、国や県における具体的な運用方法や近隣自治体の動向を注意しつつ検討してまいります。最後に、開庁時間についてです。開庁時間を短縮している、または短縮を検討している自治体が全国的に広がりつつあることを承知しております。千葉県内では我孫子市、佐倉市、館山市、四街道市など、また中核市においても複数の自治体が取組を進めていることを把握しております。各自治体が開庁時間を短縮する理由といたしましては、窓口業務の始業時間、残務処理時間の確保、業務の見直しや新たな取組などを検討する時間の創出などが挙げられており、これらの取組は持続可能な行政運営のための視点であるとも認識をしております。一方、開庁時間の短縮は市民サービスの低下を招くことも懸念されるため、実施に当たりましては工夫も必要であると認識をしております。今後の自治体運営において、時代の変化に対応しつつ最適な行政サービスを持続的に提供していくことは、大変重要な課題であると認識をしております。御質問のありました開庁時間の短縮につきましてもそのような視点も踏まえ、引き続き検討をしてまいります。私からは以上です。

○議長（坂巻重男君） 消防局長。

〔消防局長 本田鉄二君登壇〕

○消防局長（本田鉄二君） 私からは、消防自動車取得、議案第10号の御質問についてお答えいたします。はしご車の契約方法は、制限付一般競争入札で行いました。公告日は令和7年5月7日で、併せて柏市の物品区分車両の登録業者へ電子メールで電子入札案件として公告している旨をお知らせしています。入札者が1者であった理由については、はしご車という車両の

特殊性に起因するものと考えています。はしご車は、消防活動において極めて高度な性能と安全性が求められる特殊車両であり、製造、供給できるメーカーが全国的にも限られています。消防局で配備しているはしご車の過去の入札、落札状況は、平成24年度、西部消防署のはしご車、取得時の入札参加業者は2者で、落札率は99.7%でした。平成31年度、東部消防署のはしご車取得時の入札参加業者も同じく2者で、落札率は99.5%でした。令和3年度、沼南消防署のはしご車取得時の入札参加業者も同じく2者で、落札率は96.8%でした。いずれの案件におきましても入札参加業者は同じメーカーの2者で、落札業者ははしご車の国内シェア約9割を占める最大手メーカーとなっています。本件において入札者が1者であった理由は、結果的に対応可能なメーカーが1者のみであった可能性が高いと認識しています。次に、落札率についてですが、予定価格は過去の類似契約実績や物価動向などを踏まえ、メーカーから参考見積書を徴取した上で設計額を算出しています。落札価格は事前に設定した予定価格の範囲内であり、落札率が99.9%となりましたが、入札は適正に執行されたものと認識しています。以上でございます。

○議長（坂巻重男君） 危機管理部長。

〔危機管理部長 熊井輝夫君登壇〕

○危機管理部長（熊井輝夫君） 私からは、災害用プライベートルーム取得、議案第11号の御質問についてお答えいたします。本件は、災害時における避難者のプライバシーの確保及び感染症対策など避難所での生活環境の改善を目的とした災害対策用プライベートルームを取得するものでございます。取得に当たりましては、従前より同一製品を購入しており、地域住民による避難所訓練において設営の体験をしていることから、購入製品を統一することで避難者がスムーズに災害対策用プライベートルームを設営でき、ひいては災害時の速やかな避難所開設につながることを期待できるため、製品指定をしております。契約に際しましては、参考見積書を徴取した上で設計額を算出し、入札を行いました。結果、落札率は98.6%となりましたが、入札は適正に執行されたものと認識しております。私からは以上でございます。

○議長（坂巻重男君） 第2問、鈴木清丞君。

○17番（鈴木清丞君） 御答弁ありがとうございました。一問一答でお願いいたします。まず、不登校児童生徒に関する点から始めたいと思います。長期欠席者のうち不登校ではない人数、これが不登校児童生徒の人数の9割に近い759人、要は不登校児童の約倍ぐらいの子供たちが長期欠席者となっておるという状況だと思いますが、その不登校児童生徒ではない長期欠席者の子供たちというのはどういう児童生徒なのか、お示ください。

○学校教育部長（平野秀樹君） お答えいたします。主に病気のお子さんですとか、入院されているお子さんですとか、外国と行き来をしているようなお子さんですとかいったような子供たちが多くございます。以上でございます。

○17番（鈴木清丞君） 9割近い759名、このうち病気の方は大体どれぐらいの割合なんですかね。

○学校教育部長（平野秀樹君） お答えいたします。基本的に保護者、家庭からの申告であったりというようなことでの判断にはなるんですけども、大半が病気のお子さんであると認識しております。以上でございます。

○17番（鈴木清丞君） 759名のうち大半が病気扱いとなっているということですかね。その病気の子供たちは、入院している子供というのはどれぐらいいるというふうに判断されています

でしょうか。

○学校教育部長（平野秀樹君） お答えいたします。正確に今何人とかということちょっとお答えできないところがあるんですけども、入院というのは病気だけではなく、けが等も入りますので、数的にはそんなに多くはないものと認識しております。以上でございます。

○17番（鈴木清丞君） 759名のうち大半が病気、入院している子供はそんなに多くはないだろうという判断ですよね。という意味では、病気の中身なんですけど、身体的な病気と、それから精神的な病気に大きく分けられるんじゃないかと思いますが、その点はどれぐらいの割合だと判断されていますでしょうか。

○学校教育部長（平野秀樹君） お答えいたします。こちら申告を受けてというようなことにはなってしまうんですけども、基本的には身体的な病気ということが多いものと認識しております。以上でございます。

○17番（鈴木清丞君） そうですか。ちょっと私の認識とは違うんですが、身体的よりも心の病気の子供たちが多くいるんじゃないかなというふうに思いますが、不登校の学校に通えない子供たちが教育支援センターに相談行ったりとか、教育委員会に相談行ったりとかもしますが、病院に相談に行く場合も多いですよ。病院に行ったときに先生からこれは病気ですねというふうな判断されると、不登校ではなくて、こちらの不登校の数ではなくて、不登校以外の人数の病欠扱いのほうに入ると聞いたんですが、そんな感じでしょうか。

○学校教育部長（平野秀樹君） お答えいたします。医師の診断ということだけに限らないんですけども、保護者のほうから体調不良であるとか腹痛等々あった場合には、病気ということで判断をしております。以上でございます。

○17番（鈴木清丞君） という意味では、866名の不登校の子供たちに加えて、759名の半分ぐらいかもしれませんが、多くの子供たちが学校に通えないことで悩んでいる子供もいるんじゃないかというふうに思います。そういう意味では大変な数だと思いますので、ぜひとも先生方には頑張ってもらいたいなというふうに思っておりますが、ではスクールカウンセラーは1校に週1日程度と聞いておりますが、学校に来ていただいた保護者、児童生徒は何人ぐらい対応されているんでしょうか。

○学校教育部長（平野秀樹君） お答えいたします。1日当たり、もちろん申告があつての対応ということになるので、学校によったり、日時によったり、様々ちょっと差異はあるんですけども、多いケースですと1日大体6人ぐらい対応するというようなことになります。以上でございます。

○17番（鈴木清丞君） 多い場合は6人程度と。でも、このスクールカウンセラーが対応できるのは、学校に来てもらった保護者や子供たち。学校に来れない子供たちにはなかなかスクールカウンセラーが対応はできないというふうにも聞いていますが、そうでしょうか。

○学校教育部長（平野秀樹君） スクールカウンセラーに関しましては、来校していただいてという対応になります。以上でございます。

○17番（鈴木清丞君） では、今63名スクールカウンセラー、各学校に週1回しか配置されていませんが、その先生方で、先ほど866名あるいは1,000名近く不登校に近い子供たちがいると思うんですが、何%ぐらいの子供たちを相談乗ったり、支援できているんでしょうか。

○学校教育部長（平野秀樹君） お答えいたします。スクールカウンセラーに相談に来る保護者ですとか、子供も多少はいるんですけども、不登校というよりも学校生活の様々な悩みで

すとかということによって来校されるケースも多いものですから、実際スクールカウンセラーが不登校の御家庭に対応するというのは、ちょっとここも数字で表すのは難しいところであるんですけども、そんなに多くはないと認識しております。以上でございます。

○17番（鈴木清丞君） あんまり多くではないと。866名で考えたら、866名のうちそんなに多くない子供、保護者はスクールカウンセラーで対応がされている、でもそうでない子供たちがまだたくさんいるという形でよろしいでしょうか。

○学校教育部長（平野秀樹君） お答えいたします。スクールカウンセラーの主な業務といたしましては、心の悩みの相談というようなところが多いものですから、そのような対応になるんですが、実はスクールソーシャルワーカーというものがおりまして、こちら様々な家庭環境の問題ですとかいったようなところに、アウトリーチというんですけど、こちらから支援を行えるという立場にありますので、どちらかというとな登校のお子さんに対してはスクールソーシャルワーカーのほうが関わっているケースが多いということが言えると思います。以上でございます。

○17番（鈴木清丞君） ありがとうございます。後ほどスクールソーシャルワーカーの件は、またお伺いしたいと思います。千葉県が外部委託しました不登校児童生徒実態調査という報告によると、保護者への質問の中でスクールカウンセラーへの相談に関して相談してよかったという肯定的な回答が44.9%、否定的な回答が12.6%だったそうで、それ以外に利用できなくて残念であったという保護者の人が12.6%いるとなっておりますが、保護者のほうの案内なりが届いていないのかどうか、どうなんでしょうか。

○学校教育部長（平野秀樹君） お答えいたします。案内が届いていないということではございませんで、非常に希望が多いものですから、ちょっと申し込んだんだけど、面談することが後になってしまったといったような、すぐに対応できなかったというようなことなどもございますので、そういったようなところが理由かと思っております。以上でございます。

○17番（鈴木清丞君） 千葉県児童生徒安全課がまとめた令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の報告では、教育支援センターやスクールカウンセラーなど何らかの支援機関からの相談、指導を受けていない人数の割合が47%と報告されておりますが、相談支援の人数、相談支援をしてくださる人の人数を多くすることが必要であると思いますが、どうでしょうか。

○学校教育部長（平野秀樹君） お答えいたします。支援につながっていない御家庭ですとかお子さんがいるということは事実でございますが、こちらがかなり積極的にアプローチをしてもなかなかつながらないというようなケースはあるんですけども、やはりスクールソーシャルワーカーはじめ、そういったような支援を多くしていくことは必要だというふうに認識しております。以上でございます。

○17番（鈴木清丞君） 不登校児童生徒への支援の中心は、先ほどありました家庭訪問もできる、していただいているスクールソーシャルワーカーの方々が中心になっているのではないかと思います。多分学校の中の担任の先生だとかいう方も対応はされていると思いますが、担任の先生は授業とかもありますから、スクールソーシャルワーカーの方が中心かなと思っております。今866人の不登校、それからそれ以外にも不登校に近いような長期欠席の子供も入れると1,000人近くいるんじゃないかと思いますが、残念ながらスクールソーシャルワーカーは21人しか今配置されておられません。これで割ってみると、1人50人近くになっちゃうと思うんです

よね。そういう意味では、そんなに対応できるのかどうか、あるいはもっとスクールソーシャルワーカーの人数を増やすべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○学校教育部長（平野秀樹君） お答えいたします。スクールソーシャルワーカー 1 人当たり 40 から 50 ぐらい、平均ですけれども、担当しているというのは事実でございます。それで十分寄り添った対応ができていくかというところ、まだまだの部分は当然あると思いますので、そういったようなところ含めまして、スクールソーシャルワーカーの増員というのは大きな検討課題の一つと認識しております。以上でございます。

○17番（鈴木清丞君） 認識が一致していて大変うれしいです。スクールソーシャルワーカー 21 名、スクールカウンセラー 63 名、スクールカウンセラーは各学校 1 人です。残念ながら週 1 回ですが。スクールソーシャルワーカーは中学校区で 1 人、やっぱりスクールカウンセラーと同じぐらいの 3 倍ぐらいにしていけることが必要ではないかと思いますが、ぜひとも検討していただきたいと思いますが、今スクールソーシャルワーカーでかかっている費用って大体幾らぐらいか、お分かりになりますか。

○学校教育部長（平野秀樹君） お答えいたします。概算になってしまうんですけども、いわゆる人件費、交通費とか保険とかいったところを除きまして、人件費に関しましては 1 人当たりが恐らく 300 万から 400 万ぐらいのところ、日数にももちろんよるんですけども、と思いますので、1 億弱ぐらいかというふうに認識しております。以上でございます。

○17番（鈴木清丞君） 私もそれぐらいじゃないかと概算ではじいてみました。そういう意味では、3 倍にするためにはあと 2 億円です。今教育予算が大体 285 億円とか 300 億円弱ぐらいだと思いますが、そこから 2 億円をつくり出していただいて、スクールソーシャルワーカーの人の増員をぜひお願いしたいなというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（坂巻重男君） 答弁。いいんですか。答弁要らない。

○17番（鈴木清丞君） はい、ぜひお願いいたします。

では、新沼南近隣センターの構想について伺います。敷地面積は先ほど 3,600 平方メートルと聞きましたが、現状のほうの旧近隣センターは幾つでしょうか。

○市民生活部長（永塚洋一君） お答えをいたします。旧沼南近隣センターは隣にいわゆる森林スペースというのがあって、そちらを含めて 6,023 平方メートルでございます。

○17番（鈴木清丞君） 建物の敷地と駐車場レベルだと幾らぐらいですか。

○市民生活部長（永塚洋一君） お答えいたします。建物の敷地と、あと県道方面にある駐車場の部分の面積の合計は、4,000 平方メートルもいかない、4,000 平方メートル弱と認識しております。以上です。

○17番（鈴木清丞君） では、今の現状の旧沼南近隣センターから比べると、ちょっと、1 割、2 割ぐらい小さくなる面積だという認識でいいのかなと思いますが、ただバス乗り継ぎ場機能を残すというふうに聞いておりますが、そうすると設置できる近隣センターの敷地面積はどれぐらいになるんでしょうか。

○市民生活部長（永塚洋一君） お答えいたします。現時点でバス乗り継ぎの機能を維持しながらと考えておりますが、その形状についてまだ定まっておきませんので、この場ではまだお答えできる段階にはございません。

○17番（鈴木清丞君） 多分その問題が一番のネックになるんじゃないかと思うんですね。10 月 4 日からですか、検討会始まるとも聞いておりますが、その段階で敷地面積がどれぐらい確保

できるのか、これがないとなかなかその先の話が進まないのではないかと思います、どうでしょうかね。疑問に思います。なるべく早くバス乗り継ぎ場機能をどういう形に持っていくのか検討し、交通団体、警察と調整を早く取っていただいたほうがいいのではないかと思います。問題、もう一つ、バス乗り継ぎ場なんです、どれぐらい今乗り継ぎ場の機能として利用されているのでしょうか。

○土木部長（内田勝範君） お答えいたします。議員が第1問で御紹介いただきましたように、この乗り継ぎ場については柏駅から東武バスであったり、阪東バスの乗り継ぎ場として機能していますし、御紹介あったワニバース、カシワニクルという形で、交通部門からするとこの部分については交通の拠点として捉えて、機能させているところです。以上です。

○17番（鈴木清丞君） 多分乗り継ぎ場の機能できたのももう10年ぐらいになるかと思いますが、当初はもうちょっと乗り継ぎの機能があることを想定したのではないかと思います、見た感じはそんなに機能的に使われていない。例えば阪東バスの本数も減っちゃいましたし、それからワニバースも出発、到着地点ですので、そんなに乗る人いないですよ。それから、カシワニクルもそんなに多くないです。カシワニクルはもうちょっと近いところまで行ってバスに乗り換えるとか、中の橋まで行って乗り換えるだとか、そういうこともやっておりますから、そういう意味ではそんなにバス乗り継ぎ場の機能が今本当に必要なのかどうかという面もあると思いますので、ぜひ土木部で調査をしていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○土木部長（内田勝範君） お答えいたします。沼南近隣センターの候補地としてこの広場、乗り継ぎ場をやっていますので、もう既に関係部署で情報共有しながらということがありますので、バス乗り継ぎ場の機能をどうしていくかということをおどもも今後検討していきたいと思えます。

○17番（鈴木清丞君） では、新近隣センターの構想なんです、大体何階建てぐらい、あるいは予算的には限度額はどれぐらいとか考えていますでしょうか。

○市民生活部長（永塚洋一君） お答えいたします。新近隣センターの規模感などにつきましては、公共施設等総合管理計画にのっとりつつ、これから開催する検討会での議論を踏まえて検討していくことになりますので、この場で御質問についてお答えすることがちょっとできない状況です。以上です。

○17番（鈴木清丞君） 大体何階建てにするとか考えておいていただきたいと思います、費用も限度額大体10億円で建てるとなると、その辺も何か聞きたかったんですが、残念です。旧近隣センターの解体には大体幾らぐらいかかる予定でしょうか。

○市民生活部長（永塚洋一君） お答えいたします。

○議長（坂巻重男君） 以上で鈴木清丞君の質疑並びに一般質問を終わります。

○議長（坂巻重男君） 暫時休憩いたします。

午前 11 時 57 分休憩

○

午後 1 時開議

○議長（坂巻重男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

次の発言者、中島俊君。（「頑張れ」と呼ぶ者あり）

〔30番 中島 俊君登壇〕

○30番（中島 俊君） 公明党の中島俊です。産廃処理違反につきましては最後の項目に順番を変更いたしまして、質問の一部割愛する箇所が幾つかありますので、よろしくお願いいたします。急増する高齢者の単身化ですけれども、高齢者の生活を支える仕組みづくりを急ぐ必要性を感じますが、いかがでしょうか。ふるさと納税につきましては、昨日渡辺裕二議員の回答で確認をさせていただきましたが、もう一步踏み込んで受入額の増額、実質収支プラスへ向けての取組、お示しいただきたいと思います。柏駅周辺まちづくりにつきましては、東口の再整備に関して北口の改札設置に向けたＪＲとの協議状況と今年度具体的な調査内容についてお伺いいたします。

地域防災計画は割愛いたします。

高齢者支援につきましては、補聴器助成のみ伺います。最近柏市周辺市、また千葉県、県内の多くの自治体でも助成を行う運びが進んできております。本市の取組についての今までの経過、そして実情についてお尋ねいたします。

それぞれの議案について伺います。駅前送迎保育ステーションの決算書の歳入歳出決算書は318ページにある民生費、この民生費の中の委託料のうち、その委託料のそれぞれの内訳についてお示してください。

入札につきましては、今議会、先ほど鈴木議員も述べられていましたが、各議案で1者応札が目につく、目立つ。この競争性の確保について財政部長にお尋ねいたします。不調の案件状況について財政部長にお伺いいたします。上下水道事業管理者の御回答は割愛というか、要りませんから、御回答いただかなくて結構です。高田小学校の長寿命化建築工事につきまして、過去竣工した幾つかの長寿命化工事がありました。長寿命化工事それぞれの平米単価もしくは坪単価、お示してください。本体工事に先行して実施された工事、先行の理由についてお示してください。本件インフレスライド対象工事、今後対象工事になる可能性、これについてお示しいただきたいと思います。こども・若者相談センター、インフレスライド増額変更、主な要因についてお示してください。今議会、補正予算案に計上されている中にもインフレスライド適用との要因も併せてお示してください。公園整備、割愛いたします。

それでは、産廃の処理違反につきまして、これ一番最後です。書画カメラへの切替えをお願いいたします。こちらは市民新聞さんから御提供いただいて、掲載させていただきました7月の11日付の1面の記事です。御覧のとおり、産廃の認識も違法管理、これは逆井の道路改良工事の中、改良中に地中から見つかった産廃を土木部の道路整備課が産廃処理法に従わないで持ち運んで、仮置きしていることが分かったといったものの記事の内容です。11日付では、これは違法なんじゃないかという提起を投げかけて、ページを移動してください。土木部が違法性を認めたのが25日付のこの記事です。内容としては、今回は、この日付の記事では運搬、産廃の違反を、違法仮置きを認めましたといった内容のものです。3ページ目をお願いします。こちらの記事は、記事といたしますか、資料というのは今年、7年の第1回定例会の予定番号21号、田中中の校舍増築工事、建築工事の中で起きた変更案についての添付資料です。これは、各議員皆さんの手元に渡ったことのある資料です。それをあえてもう一度こちらで掲示をさせていただきました。この内容といたしますのは2問目でより具体的にお伺いしますので、着目していただきたい点は左の枠の中の工期の影響、そして作業への影響、工事費の増額、こういったものが発生しました。田中中では、このような影響に対してこういう影響、いろんな箇所での不

具合といたしますか、新たな作業が発生してしまったので、増額も含めて御承認願いたいといった、そういった議案の添付資料がこちらのものです。併せてお伺いいたします。まずは、先ほど、土木部長にこのてんまつといたしますか、一連の流れについての説明をいただきたいと思います。そして、こちらの田中中の産廃の影響につきましては、半年以上前ですから、当時、教育総務部長にはこの実施の対応についてお示しいただきたいと思います。以上で第1問終わります。

○議長（坂巻重男君） 　ただいまの質問に対する答弁、吉田健康医療部理事。

〔健康医療部理事 吉田みどり君登壇〕

○健康医療部理事（吉田みどり君） 　私からは、高齢者単身化と補聴器助成の2点についてお答えをいたします。初めに、高齢者単身化についてのお答えです。令和6年10月1日現在、柏市における住民基本台帳上の65歳以上人口のうち単身高齢者数は3万717人で約27%を占め、令和5年10月1日時点での2万9,594人より1,123人増加をしております。さらに、2023年柏市将来人口推計を踏まえると、2040年には3万9,718人となり、17年間で1.34倍に増加すると見込んでおります。単身高齢者の増加により金銭管理などの日常生活への支援、入院、入所の円滑な手続支援、死後事務支援などに対する支援が必要との認識から、現在国ではこれらの支援策及び包括的な相談窓口の設置などの新たな事業を検討しているところです。一方、単身高齢者のうち身寄りがない方や経済的に困難な状況にあるなど、このような支援が必要な方の実態が把握できていないことが課題であると考えております。引き続き国の検討状況を注目しながら、先進自治体の取組の情報収集をするとともに、福祉や介護の市内関係団体の意見も伺い、本市でできる取組について検討を進めてまいります。

続きまして、補聴器購入費助成に関するこれまでの取組と考えるについてお答えをいたします。聞こえの低下への対応につきましては、高齢期になる前からの定期的な検査や受診など予防や早期発見が重要であることを機会を捉えて啓発していくことが重要であると考えております。そのため、市内老人福祉センターや地域包括支援センターに聞こえに関するチェック項目が記載されたポスター掲示やパンフレットの配架を行っております。また、総合相談や健康相談の中で生活面の相談とともに聞こえに関する課題を捉えた場合には、専門の医療機関への受診を御案内しております。さらに、今年度は柏市高齢者いきいきプラン21の事前基礎調査として、聞こえの実態についても調査をする予定にしております。補聴器購入費助成制度につきましては、他自治体で取り組んでいる状況は把握しておりますが、本会議でこれまで御答弁させていただいておりますとおり、国の制度整備の状況を注視してまいりたいと存じます。以上になります。

○議長（坂巻重男君） 　経済産業部長。

〔経済産業部長 込山浩良君登壇〕

○経済産業部長（込山浩良君） 　私からは、ふるさと納税の御質問についてお答えいたします。本市のふるさと納税における実質的な収支は、制度運営に係る経費を含めると依然としてマイナスの状況にあります。今後の持続可能な制度運営に当たっては、寄附額のさらなる増加が不可欠であり、より戦略的かつ総合的な取組が必要であると認識しております。一方で、ふるさと納税は財源確保の手段であるだけでなく、地域の魅力を再発見し、それを全国に発信することで柏市のファンを増やし、地域経済の活性化にもつなげられる制度であると考えております。ふるさと納税の収支改善に向けましては、寄附のチャンネルとなるポータルサイトの追加

や返礼品のPR強化など様々な対策を講じてきたところです。今年度は、ポータルサイト事業者や主力返礼品事業者との意見交換を重ねるとともに、先進自治体への視察やヒアリングを実施し、寄附促進に資する具体的な方策について情報収集を行い、その中で所管課における推進体制の強化、ポータルサイト内の紹介ページの構成改善、広告やPRの強化、返礼品の魅力向上など貴重な御助言をいただいたところでございます。これらを踏まえまして、寄附者の関心を引きつける返礼品の企画開発、地域資源を生かし、共感できるストーリー性のある商品紹介、季節、イベントに応じたキャンペーン展開などに取り組み、寄附者との接点を広げる工夫をさらに進めてまいります。また、今後選定を進めてまいります中間事業者との連携を一層強化し、業務の効率化やデータ分析に基づく戦略的な寄附誘導など、収支改善に向け様々な方策を検討してまいりたいと考えております。今後も制度の動向を注視しながら柔軟かつ戦略的に対応し、寄附額の増加と制度の安定的な運営、そして柏市の魅力のさらなる発信に努めてまいります。私からは以上でございます。

○議長（坂巻重男君） 都市部長。

〔都市部長 坂齊 豊君登壇〕

○都市部長（坂齊 豊君） 私からは、柏駅周辺のまちづくりについてお答えいたします。現在取り組んでいる柏駅東口駅前再整備事業につきましては、かねてより課題とされてきた交通広場の改善や駅との連携強化による利便性向上は柏駅東口未来ビジョンの実現に向けて大変重要な要素であると考えております。柏駅北口改札の設置に向けましては、これまでもJR東日本と建設的な協議を積み重ね、本年3月には協調して調査を実施することについて文書にて合意し、去る8月20日に具体的な調査開始に伴い、JR柏駅東口周辺まちづくりに伴う調査の実施に関する協定を締結したところでございます。本協定に基づき、今後は10月末を目途にJR柏駅における乗降客の通行動線や通行量についての調査を実施する予定としており、現在の柏駅における人の動きや利用状況を詳細に把握、分析することで、今後新たな改札設置の必要性や改札機の台数などの設置規模についてより具体的な検討につながるものと考えております。柏駅に新たな改札口が設置されることで、柏駅東口未来ビジョンにも掲げた駅を起点に人の流れが周辺へと波及する広がりある高い回遊性を有する駅前空間が実現することから、引き続きJR東日本との連携を強化し、駅とまちが一体となった魅力ある都市空間の構築に向けて取り組んでまいります。私からは以上でございます。

○議長（坂巻重男君） 土木部長。

〔土木部長 内田勝範君登壇〕

○土木部長（内田勝範君） 私からは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、廃掃法に関することについてお答えいたします。廃棄物の取扱いに関する道路改良工事での経緯ですが、逆井小学校の南側での市道80331号線道路改良工事第2工区において、掘削箇所よりコンクリートがらやプラスチック製のトタンなど廃棄物が交じった土砂の出土が確認されました。掘削土は本来改良プラントに持ち込み、石灰改良して埋め戻す予定でしたが、廃棄物が交じっていたため、ふるい分け等による廃棄物と土砂に分別する必要性が生じました。施工業者と協議しながら現場付近の仮置場で分別していましたが、仮置場が手狭となり、工事の継続が困難となったため、柏市第二最終処分場へ廃棄物交じり土を運搬、仮置きするよう施工業者に指示しました。この廃棄物交じり土の運搬、仮置きの際に必要な飛散防止や保管場所の表示に不備が確認されたものです。指摘により環境部から発注者である道路整備課と施工者に対し口頭注意を受けま

した。今回の廃棄物交じり土は、産業廃棄物として取り扱うべきものでしたが、実際は通常の土砂として運搬、仮置きを実施しており、廃掃法に基づく飛散防止の対応や仮置場の表示などの対応を実施していなかったことは認識が甘く、反省すべき点と考えております。田中中学校の事例では、施工業者が敷地内で廃棄物を適切に仮置き、保管しておりますが、今回の道路改良工事では現場内に十分な保管場所を確保できない工事であったため、別の場所への運搬、仮置きした際に不備があったと考えております。また、現在の工事についてですが、廃棄物交じり土について既に1次ふるい分けを実施済みであり、現在は2次ふるい分けのための重機搬入などの準備を進めております。ふるい分け後の土砂は他の公共工事などの再利用を考えており、ふるい分けした産業廃棄物につきましては廃掃法に基づき適切な処分を実施してまいります。工事内容が変更となりますので、施工業者とその内容を協議して、必要な事務手続をしながら契約変更して、工事を完成させたいと考えております。私からは以上です。

○議長（坂巻重男君） 教育総務部長。

〔教育総務部長 中村泰幸君登壇〕

○教育総務部長（中村泰幸君） 私からは、産廃処理違反に関する御質問及び議案及び工事の請負契約に関する御質問のうち高田小長寿命化建設工事についてお答えいたします。初めに、産廃処理違反の御質問に関連しまして、現在工事中の田中中学校校舎増築等工事において産業廃棄物の処分に至った対応についてお答えいたします。令和6年1月9日、掘削作業中に1発目の不発弾が発見され、翌日には受注者へ工事の一時中断を指示いたしました。その後不発弾探索業者と契約を締結し、令和6年3月1日から掘削作業を再開いたしました。現場各所から焼却灰や燃え殻、空き瓶といったごみが発見されました。これらは、かつて学校で使用されなくなったものと推定されます。特に焼却灰につきましては、ダイオキシン類などの懸念がありましたが、専門機関による成分分析の結果、有害物質は含まれていないことを確認いたしました。しかしながら、ごみや焼却灰等の廃棄物が交じった土は通常の建設発生土として処理できず、産業廃棄物として処理する必要が生じました。そして、施工業者との協議の結果、現場内でごみの仕分作業を実施する、産業廃棄物として処分場へ搬出する、工期を1年延長する、仕分作業費、処分費等の増額費用は市が負担するといった対応を行うこととなりました。このため、これらの内容について令和7年第1回市議会定例会において工事変更議案の御承認をいただき、変更契約の締結をいたしました。現在廃棄物交じりの土の処分につきましては、おおむね完了しております。

次に、高田小長寿命化建設工事について2点お答えいたします。近年物価や人件費が上昇傾向にあり、過去の同様の工事と比べまして工事費が高騰しております。令和5年度契約の西原小学校では1平方メートル当たり約30万円、令和6年度契約の柏第四中学校では1平方メートル当たり約39万円、そして本年8月に仮契約した高田小学校では1平方メートル当たり約41万円といったように工事単価は年々上昇しております。今後もこの価格の上昇が見込まれております。さらに、建設業界の働き方改革により週休2日を前提とした工期設定が進んでおり、これも工事費の増額や工期の長期化につながっております。次に、先行工事として実施した内容についてお答えいたします。今回の工事では、校舎及び給食棟の工事に先立ちプールの解体工事を先行して実施しております。工事期間は令和7年7月から11月、内容はプールの解体等になります。この工事を先行して行う理由は、プールの跡地に仮設のこどもルームを建設するためです。これにより校舎の長寿命化改良工事の前にこどもルームの引っ越しを完了させ、利用

者への負担軽減を最小に抑えることができます。私から以上となります。

○議長（坂巻重男君） こども部長。

〔こども部長 依田森一君登壇〕

○こども部長（依田森一君） 私からは、まず柏駅前送迎保育ステーションについてお答えいたします。柏駅前送迎保育ステーションの委託料は、3園の合計で3,456万4,438円となっておりますが、内訳は契約事務上差し障りがありますので、具体的な金額についてはお答えできないところですが、積算につきましては一時預かり事業の配置基準に準じ職員2名分の人件費及び法定福利費に現場管理費のほか、消耗品費等の諸経費を加えた額となっており、その中でも人件費の占める割合が高くなっているところでございます。

次に、議案第6号、（仮称）柏市こども・若者相談センター新築工事に係る工事の請負契約の締結の一部変更についてお答えいたします。今回の議案は、令和6年第3回定例会において議決いただいた（仮称）柏市こども・若者相談センターの建築工事について契約後の賃金水準及び物価水準の変動に伴うインフレスライドへの対応として、契約条項に基づき契約金額を変更するものであり、工事内容や工期の変更等はございません。公共事業におけるインフレスライドへの対応は、契約の公平性を保ち、予期せぬ経済変動に対応する仕組みとして国において運用マニュアルを示しており、急激なインフレにより請負代金が著しく不適當になった場合に発注者または受注者は変更を請求できることとされております。建築工事における増額要因といたしましては主に労務単価の上昇が挙げられますが、電気や機械の設備工事においては空調設備等の精密機械の価格上昇等も主な増要因となっております。なお、インフレスライドによる請負代金の変更の請求は、残りの工期が2か月以上ある場合に認められておりますため、今後の物価水準の変動によっては再度の請求の可能性もございますが、引き続き契約の公平性を保ちながら関係部署と連携し、適切に対応してまいります。私からは以上でございます。

○議長（坂巻重男君） 財政部長。

〔財政部長 中山浩二君登壇〕

○財政部長（中山浩二君） 私からは、議案及び工事請負に関係して2点お答えいたします。初めに、入札についてでございます。市発注工事の入札における1者応札につきましては、議員御指摘のとおり、本議会に提出した議案に関する入札におきましても複数見られるところでございます。入札全体で申し上げますと、その割合は令和6年度は24%、令和7年度は9月8日現在で22.6%でございます。なお、入札の実施におきましては、柏市指名業者選定基準を満たす入札参加可能業者数を確認した上で入札参加条件を決定していることや、秘匿性の高い電子入札により入札者が他の入札者の有無を把握できない仕組みとなっていることから、結果として1者応札となった案件につきましても競争性は確保されているものと捉えております。次に、工事における不調の状況についてでございますが、毎年度一定程度の入札不調が発生しております。状況といたしましては、令和6年度は40件で18.6%、令和7年度は9月8日現在で14件、14.3%となっております。なお、14件の内訳といたしましては、入札者はいたものの、入札金額が予定価格を超過していた案件が2件、同じく入札者はいたものの、最低制限価格を下回っていた案件が8件、入札者がおらず不調となった案件は4件でございました。不調の要因につきましては、年2回実施している市内業界団体との意見公開でも御意見をお聞きしており、その中では昨今の建設業を取り巻く環境を踏まえ、技術者の減少や高齢化、工事内容の難易度や発注時期に基づく受注の選択、他の機関等からの発注により手持ち工事が多く、受注で

きない場合があることなどが挙げられました。このような意見を踏まえまして、状況を改善すべく、市として現場代理人の兼任要件の緩和や工事発注予定の公表頻度の向上、大型案件の質疑期間の延長などのほか、発注時期の平準化といたしまして債務負担行為を活用し、年度内に契約することによりまして工事発注の閑散期である翌年度当初の4月から工事が開始できるよう取り組んでおります。以上のような取組を複合的に実施するとともに、業界団体からいただいた御意見についてさらに対応を強化することなどによりまして、引き続き不調の削減に向けて取り組んでまいります。次に、今議会の補正予算案に計上したものでインフレスライド条項を適用したものであるということでございますけれども、今回の補正予算案の中では令和5年度から令和8年度までの継続費を設定している北部クリーンセンター長寿命化事業についてインフレスライド条項を適用し、令和7年度の年割額を7億1,800万円、総額で11億3,100万円を増額しようとするものでございますけれども、これにつきましては大規模改修工事で機械工事の割合が大きく、物価高騰の影響を大きく受けたこと、それから技術者単価の増、こういった要因でございまして、なおその追加の額が大きくなった要因につきましては令和5年度の契約でございまして、2か年分のインフレスライドを残工事に適用したということが要因でございます。私から以上でございます。

○議長（坂巻重男君） 第2問、中島俊君。

○30番（中島 俊君） 産廃処理違反につきましてお尋ねいたします。記事によりますと、ちょっと記事を引用しますね。当初100立方の残土処理が出た、このふるい分け分別して、当初出た残土については産業廃棄物として、産廃の管理表を作成して、そして最終処分場への処分という流れを取りました。なぜその後に残土につきましては適正処理をしなかったんですか。

○土木部長（内田勝範君） お答えいたします。こちら御説明しましたように、最初仕分をして、廃棄物と、あと土とに分けてやっていたけれども、今回の道路改良工事というのは既存道を掘削しながら、あと用地買収した部分も掘削しながら進めていかなきゃいけないということもありまして、工事の進捗に伴ってそういった掘削土が処理し切れなくなってくると。手狭になってくるということで、一旦別の場所にふるい分けして、作業を分けてやろうというふうな形で進めようとしたところです。以上です。

○30番（中島 俊君） もう一回聞きますよ。何で2回目以降に出た残土については、1回目に出たものが産廃として処理したにもかかわらず、その後産廃としてしっかりと処理をしなかったんですか。

○土木部長（内田勝範君） お答えします。この部分については、ふるい分けしてしっかり廃棄物として処理しようという考えの下に進めましたけれども、一旦運搬して、仮置きという形なので、ふるい分け後に適正に処理しようとしたところ、運搬、保管について不備があったというところです。以上です。

○30番（中島 俊君） 記事に出ていたから、今は反省点を挙げながら述べられているのかもしれないけれども、時系列的に考えますと産廃処理が出た時点でその後産廃として扱うべく対処すべきものにもかかわらず、それをせずに隠そうとして、記事ですっぽ抜かれちゃったというところが実態なんじゃないですか。いいですよ、そしたらその後また聞きますから。私が一番不思議に思うのは、一回出た時点でしっかりとその後の産廃処理の形態を取って、工事業者としっかりと協議をして、全てふるいにかけて残土の産廃と分別をして、この工事を進めていくのが、先ほども申し上げましたけれども、一例を挙げれば田中中学校の工事のやり方ですよ。

これがモデルだから。私はこれをベースにして聞いているんだけど、なぜこの正規のやり方にそぐわないイレギュラーなやり方をしているのかとても不思議だったので、聞きました。もう一度お聞かせください。

○土木部長（内田勝範君） お答えいたします。田中中学校の例では不発弾と、あとその後の廃棄物という形でしっかりふるい分けするスペースが多分田中中学校の敷地でしていただいて、適正に処理したと認識しておりますけれども、今回の道路改良工事につきましては現場が狭いことと、一部土砂を仮置き、業者が借りた部分もそういった仕分をするには手狭だということで、まずは一旦運んで、その後ふるい分けして、適正に処理しようというところで今回廃掃法に反する処置をしてしまったというところです。以上です。

○30番（中島 俊君） だから、ずっと終始最初から最後まで適正にやればいいんですよ。それを何で途中で、産廃が出ているにもかかわらず、途中から産廃じゃなくしようとした、そのこそくさを私は確認したくて質問しているんだけど、失礼しました。そういう言い方よくないですね。紳士的に話したいと思います。こそくなんていう言葉は使ってはけません。それでは、記事から申し上げますと、今部長が説明いただいたように、その後も産廃が次々と出土したと。そして、5月末には手狭となって、置けなくなったから、今度道路整備課は柏市第二最終処分場に運搬するように施工業者に指示をした。これは、どなたが指示したんですか。

○土木部長（内田勝範君） 工事の途中で道路整備課内部で業者と協議した上で、道路整備課のほうで指示したところです。

○30番（中島 俊君） 記事から、同処分場を所管する環境部南部クリーンセンターが登場しました。この運搬物について現地確認をしており、がら混入の残土と確認、認識、仮置きのうち適正に処分されるものと考えている。このときこういったコメントを出したんでしょう。土木部長は、環境部の所管に手を出せるんですか。勝手に物を持っていけるんですか、第二最終処分場に。

○土木部長（内田勝範君） お答えいたします。すみません。説明が不足しておりました。第二処分場に持っていく際に所管する環境部と協議した上で、一旦保管して、そこで分別して、適正に処理ということを目的にお借りするということで承諾を得ましたので、業者に指示したところです。

○30番（中島 俊君） 環境部長にお伺いします。こういった廃棄物を柏市の敷地内に保管していいんですか。

○環境部長（後藤義明君） お答えいたします。今回環境部としましては、道路工事に伴って発生したがら交じりの土砂を仮置きして、そこで処分したいという御要望がございましたので、環境部としては認めているところでございます。以上でございます。

○30番（中島 俊君） 環境部は、がらが出たりとか、こういった廃棄物に対してはしっかりとした対策課として指示しますよね、民間業者には。廃棄物処理に対する法律に伴った処理を必ず指示する、そういう役割じゃないですか、環境部というのは。身内の土木部が第1回目に出てきている廃棄物の残土をどうぞ使ってくださいって言えるんですか。

○環境部長（後藤義明君） お答えいたします。最終処分場において今回埋めるのではなくて、仮置場として提供している状況でございますので、私どもとしては合法だと考えております。ただし、その場で持ち込んだものを処分する際には、そこで廃棄物をふるい分け等、処分しているという看板等を出さなきゃいけなかったところ、今回はそれを発注者及び事業者のほうで

怠っていたということを確認しております。以上でございます。

○30番（中島 俊君）　そうですね。それも記事に出ていました。そういった管理をしている産廃と言われるものを環境部として仮置きだからいいですよって、今までもこういうケースで容認していたんですか。

○環境部長（後藤義明君）　お答えいたします。これまでなかなか最終処分場にてそういう作業したいという御要望はなかったと認識しております。以上でございます。

○30番（中島 俊君）　それでは、じゃそういった置場として仮置きだったら行政内の中、もしくは一時的に貸してほしいといった依頼があったときは処分場、提供できるんですね。そういった、これからのこういう処理、処置方法については、柔軟性を持って対応してもらえるといったことでよろしいんですね。

○環境部長（後藤義明君）　お答えいたします。やはり本来であれば工事現場で発生した場合については工事現場内で適正に処理をお願いするところでございますけども、今回は道路工事ということで、工事現場内でのなかなかその作業ができないということを鑑みまして、環境部としては受入れを認めたものでございます。以上でございます。

○30番（中島 俊君）　記事から、このような、同じような、産廃の対策課によると地面に産廃が違法に埋設されて発見されたケースというのは少なくないって言っているんですよ。過去、また今までも環境が絡んで、同じように柔軟にこういったケースでしっかりと指示をせずに、各所に、違法投棄じゃないですけど、不法投棄的に置かれるケースもあれば、一時的には保管してもいいですよ、そういった対応を取ってきた、そういった経緯もあったと考えていいですね、じゃ。

○環境部長（後藤義明君）　お答えいたします。なかなかそういうケース、まれでございまして、私どもとして今回はそういう状況でございますので、受け入れたという状況でございまして、これまで過去になかなかそういうもの受け入れたという経緯はなかったと思います。以上でございます。

○30番（中島 俊君）　そしたら、今のお話はまた次回に引き続いて、ちょっと私も調査したものを御提供できるようにいたしますから、またそのときに議論といいますか、御回答いただきたいと思います。今申し上げました不法投棄とまでいきませんが、今回のような地面に産廃が違法に埋設されたり、発見されたケース、少なくない、このケース、ちょっとまた追跡していきたいと思います。そこで、土木部長、また戻りますよ。さっきも申しましたが、産業廃棄物の影響についてというのは、先ほど画面で示した資料に工期の影響として産廃の処理に6か月延長だったんです、このときね。作業への影響としては、産廃の分別作業の発生があったと。そして、産業廃棄物の運搬処分の対応が発生したと。工事費の増額としては、工事の一時中断の現場の維持管理費の追加が発生したと。現場でのふりい、仕分の作業の増額が発生したと。産業廃棄物としての運搬処分費の増額が発生した。工期の延長に伴う諸経費の増額が発生した。もろもろこういった内容の中で、増額分も含めた対処を私たちは求められた。今回のケースというのは、今申し上げたそれぞれの影響というのは今でも残っているはずなんですけども、どういう対応されるんですか。

○土木部長（内田勝範君）　お答えいたします。当然ながら掘削して改良した上で埋め戻すというものから仕分して、廃棄物と分別してやるということで工事内容が変わってきますので、その部分については施工業者と内容を協議して、必要な契約変更なりの手続をしたいと思って

おります。それと、工期については御指摘のとおりそういった当初見込まなかった作業が加わった形になりますので、工期を延長させていただいてという形で進めたいと思っております。以上です。

○30番（中島 俊君） それでは、まとめに入りますけども、こういった内容で、記事による処分が口頭注意とか、違法な法律違反を犯した職員であり、またそれぞれの所管に対して処分というのは最も軽い口頭注意、この程度で済まされる、そういうものなんでしょうか。所管の副市長、お聞かせください。

○副市長（山田大輔君） 本件につきましては、私も真摯に反省すべき事案と受け止めておりまして、事案発覚後発注課に即座に是正指示を行い、発注者と施工者の協議が不十分な面もあったことから、両者の協議を適切に進めるよう指示したところでございます。御紹介いただきました、環境部から口頭注意もありましたけども、そのみならず、先日関係部署の職員に対しても正式な文書等で指導を行ったところでございます。改めて工事発注に携わる市担当部課に法令遵守を徹底するよう指導し、再発防止に努めてまいりたいと思っております。

○30番（中島 俊君） その程度の処分なんですね、法律違反が。要は身内に甘いんです、民間には厳しいけど。そういった、何か全体の奉仕者としての役割を果たしていないので、私はとても気になるので、そこは気をもう一度ちょっと改め直したほうがいいんじゃないかなというに思います。もう一度お伺いします。山田副市長にお尋ねしますが、今申し上げた再発防止策、どのようにされるのか。そして、このそれぞれの所管に対する処分については、今お答えいただいた口頭注意、その程度でよろしいのか、お聞かせください。

○副市長（山田大輔君） お答えいたします。現状是正されていることであったり、違法行為が続いた場合には勧告、告発と重くなってくることであろうかと思いますが、現状は是正されているということで、今回そういった口頭注意、文書での指導ということにさせていただいているところでございます。再発防止につきましては、各所に今回の事案について周知徹底をしまして、私のほうから部長等も通じながらきちんと周知徹底に努めてまいりたいなと思っております。

○30番（中島 俊君） さっき環境部長にも申しましたんで、じゃこれだけで済めばいいんですけども、もし何か新たなものが発掘といいますか、見つかった場合はまた処分が変わってくるという認識も持ちつつ次回にまた協議していきたいなと私は思っておりますので、話は変わしまして、議案16号、保育ステーションについてをお尋ねいたします。先ほど内訳について伺いましたが、3,456万4,438、合計ですね。1園にすると約1,100万円です。この3園のそれぞれの園児1人当たりの経費、公定価格は幾らでしょう。

○こども部長（依田森一君） 委託料ということでよろしいでしょうか。1園当たり人数が違いますので、1人当たりの委託料として見たときには大体200万から400万ぐらいの間かと思います。以上です。

○30番（中島 俊君） それでは、一般園、公立、市立幼稚園の今言った価格帯は幾らになるのでしょうか。

○こども部長（依田森一君） お答えいたします。大変失礼いたしました。一般園で大体園児1人当たり、公定価格と市の補助金を加えましておおよそ150万円程度になりますので、送迎ステーションのお子さんについては今の150万プラス先ほど申し上げた金額ということになります。以上です。

○30番（中島 俊君） 要はどう見ても一般園に比べると3倍ぐらいかかっているんですよ。いわゆる格差、不均衡状態。代表監査に伺います。決算監査とか、例えば今の実態もそうですけど、この不均衡状態は適正と判断できますか。

○代表監査委員（高橋秀明君） ただいま議論されています柏駅前送迎保育ステーション事業についてということでございますが、この事業についても当然監査の対象として実際の監査の場で質疑のほうは行っているところでございますが、個別の内容については、これは大変申し訳ないんですが、地方自治法の規定によりまして監査委員には守秘義務が課されておりますので、内容を申し上げることはできませんが、一般論として申し上げますと、監査をするに当たっては当然監査の視点というのがございます。合規性とか正確性に加えまして、経済性とか効率性、有効性にも着目いたしまして、実際の監査に臨んでいるというところでございます。以上でございます。

○30番（中島 俊君） 市長にお尋ねします。私は今後ステーション事業の柔軟な方針転換は考えていくべきではないかというふうに感じます。決して、例えばT e T o T e全体で見たら、T e T o T eはにぎわっているし、3階のスペースをもっとT e T o T eで使って、3階以外の利用箇所として使っていくことだってひょっとしたら今後望まれるかもしれないし、もう少しT e T o T e全体感でこの建物利用というのを考えていくこともとても価値的じゃないのかというふうに感じます。今申し上げました公定価格の指摘部分、アンバランスな委託の経費といった部分だけでなく、もう一つ気になる点をちょっと御紹介させていただきます。当初このステーションの保育の設定に際して委託業者との委託仕様書が交わされたんですけども、この仕様書に基づいてこの業務を行ってくれといった、そういったベースになるものですね。この仕様書の中に出ているのは、特にこの当時は私もそうだなと納得できますけども、業務委託内容の中に朝夕の保育の携わり方というのがやっぱり強調されて出ているんですね。特に私は今利用度があまりにもかけ離れているというか、時代錯誤と感じたところは、夕方、夜の保育の箇所なんですね。ステーションの到着後から保護者のお迎えの時間までお子様をステーションで保育する。保護者が延長利用を希望する場合には午後7時までお子さんを保育する。お子さんを引き渡す際には送迎施設と同等の情報の伝達、保護者との連携を行うと出ているんですけども、午後7時まで保育するのは当時やっぱり必要だと思いましたし、今でも必要なところたくさんあるでしょう。ただ、ここの保育ステーションに限って言えば、私の手元にある資料、これは日報なんですよ。日報のまとめたものなんですけど、月日別の利用人数集計とバスの出発の到着時刻表の月別の集計表なんですけども、特にバスの出発、到着時刻表を見ますと、月に必ず1人1回、2回は夕方の到着に到着していない子供がいるんですね。到着していない子供は何かというと、要はステーションに戻らないで、親が途中で連れ戻したんですよ。親がステーションまで朝預けても、帰りは迎えに来ないんですよ。帰り迎えに来ないお子さんが必ず月に1回、2回、多いときでは3回、特に7月3回、8月も2回、園の到着を、到着しないこと、帰りは親が園まで行って連れ戻しちゃう。こういうケースが1回、2回じゃなくてある、特に夕方というか、到着の部分ですね。こういうところというのは、やっぱりニーズといいですか、こだわるべきことじゃないんじゃないかと思う。柔軟性持って、このステーションにしっかりと、今までスタートラインとは今とやっぱり、時代の流れ早いですから、そういった意味では柔軟性を持つべきものだと私は感じたんですけども、以上の2点からね。公定価格も含めた以上の2点から。市長は、どのようにお考えでしょうか。

○市長（太田和美君） 御質問ありがとうございます。保育ステーションに関しては、前議会でも御答弁させていただきましたけれども、柏駅前における3歳の壁を解消する目的で実施をしているものでございます。特に柏駅前というのはなかなか保育園を設置するようなスペースがないということもございまして、その中でこのような駅前保育ステーションというものを設置したわけでございます。また、コストの面に関しましては、令和6年度の決算ベースでございますけれども、定員が充足した場合1人当たり52万円ぐらいまでになる予定でございますので、もちろん、一般園との比較が先ほど議論の中でございましたけれども、一般園を建設した場合のシミュレーションも行いました。それに比べては駅前保育ステーションのほうが随分安く、コストがかからずできるものだというふうに考えております。

○30番（中島 俊君） 市長、申し訳ない。この話引き続いてやりたいところですけど、ほかに移りますよ。また時間があつたら、お願いします。

最後に、健康医療部理事、課題は何でしょうか。

○健康医療部理事（吉田みどり君） どちらの件で……すみません。

○30番（中島 俊君） 補聴器じゃないですか。知っているじゃないですか。

○健康医療部理事（吉田みどり君） お答えいたします。失礼いたしました。今高齢者施策の中では例えば今回補正予算を組んでいる老人福祉センターの大規模改修の工事費であつたりとか、先ほど御説明した新規事業の準備などもありまして、より多くの方を対象とした取組ですとか大規模な工事など優先度の高い事業があることから、購入費助成の実施をするのであればやはり国、県の財源の裏づけが必要なのかなというふうに判断をしております。以上です。

○30番（中島 俊君） もうちょっと時間が私取れる、自分の配分でちょっと目測誤ったんですけども、またお話ししますから。今日言いたかったのは、先ほどの産廃処理違反に関わった者の減俸ですよ。この減俸、減給を私はぜひ当てるべきじゃないかなという思いで質問させていただきました。以上です。

○議長（坂巻重男君） 以上で中島俊君の質疑並びに一般質問を終わります。

○議長（坂巻重男君） 以上をもって質疑並びに一般質問を終了いたし、議案第1号から第30号は、会議システム内のデータの委員会別付託案件一覧表並びに予算決算分割付託表のとおり、それぞれの所管の各常任委員会に付託いたします。

○

○議長（坂巻重男君） 日程第2、請願を議題といたします。

〔末尾参照〕

○議長（坂巻重男君） 今期定例会において受理いたしました請願は、会議システム内のデータの文書表のとおり各委員会に付託いたします。

○

○議長（坂巻重男君） 日程第3、休会に関する件を議題といたします。

お諮りいたします。

明20日から25日までの6日間は休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂巻重男君） 御異議なしと認めます。よってさよう決しました。

○議長（坂巻重男君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は来る26日、定刻より開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後 2 時 1 分散会